

資料編

1. 市の概況	165
2. 市民意向の把握	176
3. 策定の体制	190
4. 三郷市都市計画審議会	193
5. 三郷市都市計画マスタープラン 策定協議会	197
6. 三郷市都市計画マスタープラン 策定委員会	199
7. 用語の解説	200

資料編

1. 市の概況

(1) 人口関係

1) 三郷市の人口

本市の令和2年の人口は142,837人、世帯数は65,717世帯となっています。

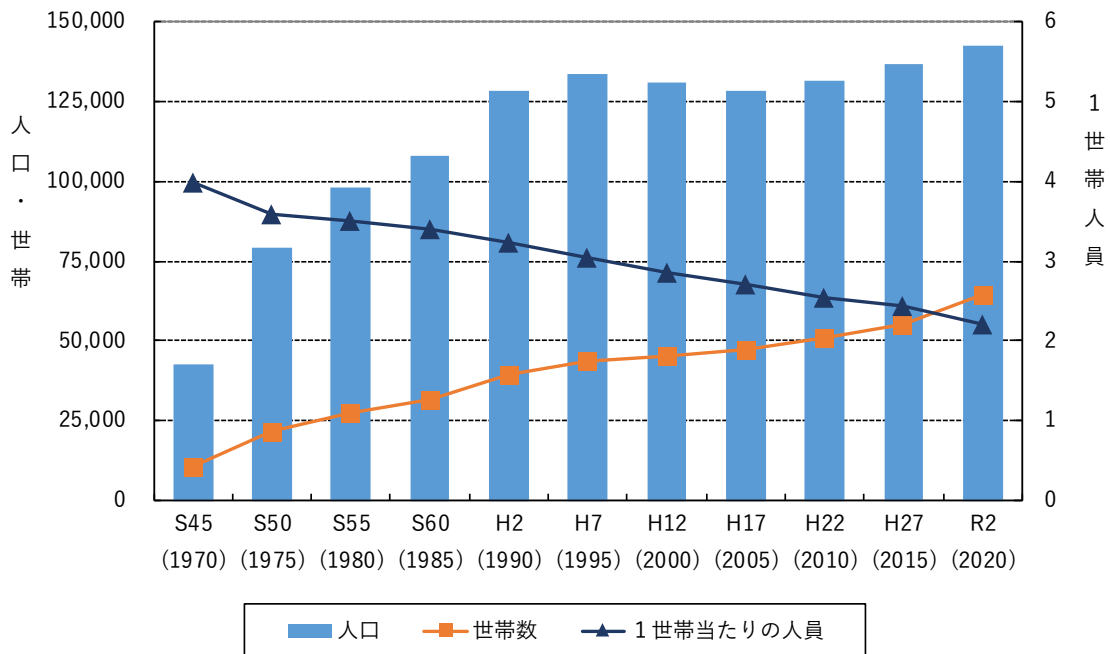
人口は、昭和45年から平成2年の20年間で約3倍となりなした。平成7年を境に一旦減少に転じたものの、つくばエクスプレス三郷中央駅が開業した平成17年以降は再び増加傾向となっています。

また、世帯数も増加傾向となっており、1世帯あたり人員は年々減少しています。

《総人口、世帯数、1世帯当たりの人員の推移》

(人, 世帯)

	昭和45 (1970)	昭和50 (1975)	昭和55 (1980)	昭和60 (1985)	平成2 (1990)	平成7 (1995)	平成12 (2000)	平成17 (2005)	平成22 (2010)	平成27 (2015)	令和2 (2020)
人口	42,753	79,355	98,223	107,964	128,376	133,600	131,047	128,278	131,415	136,521	142,837
世帯数	10,519	21,933	27,668	31,644	39,424	43,593	45,534	47,145	51,084	55,230	65,717
1世帯当たりの人員	3.98	3.58	3.51	3.39	3.24	3.05	2.86	2.7	2.55	2.44	2.2

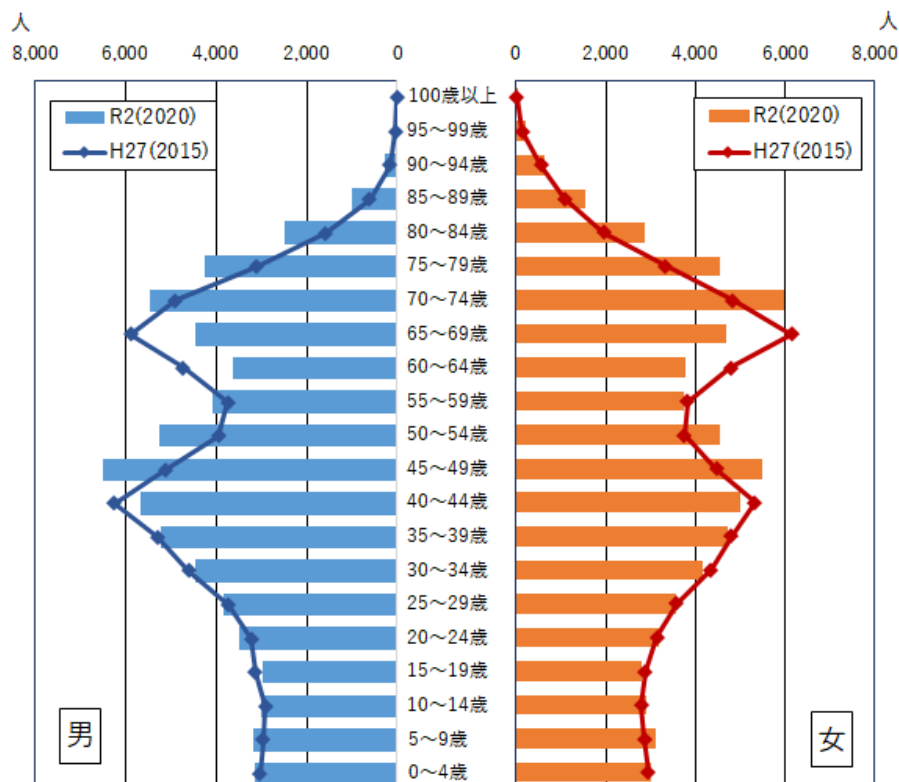


資料：国勢調査／昭和45年～平成27年10月1日、住民基本台帳／令和2年10月1日

《年齢階層別人口》

(人)

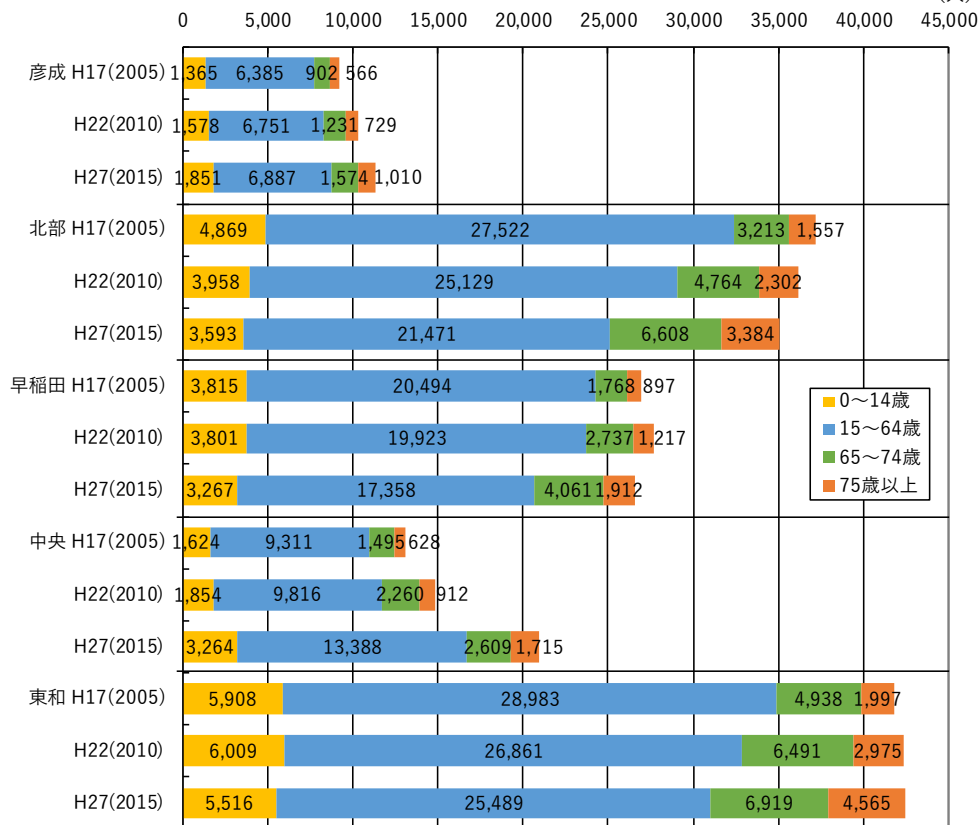
年齢	平成27(2015)年			令和2(2020)年		
	総数	男	女	総数	男	女
0～4	5,974	3,023	2,951	6,154	3,148	3,006
5～9	5,821	2,966	2,855	6,294	3,176	3,118
10～14	5,696	2,903	2,793	5,920	3,020	2,900
15～19	6,011	3,133	2,878	5,747	2,959	2,788
20～24	6,359	3,213	3,146	6,652	3,484	3,168
25～29	7,287	3,715	3,572	7,394	3,837	3,557
30～34	8,949	4,604	4,345	8,601	4,441	4,160
35～39	10,107	5,301	4,806	9,936	5,202	4,734
40～44	11,558	6,238	5,320	10,644	5,657	4,987
45～49	9,568	5,106	4,462	11,993	6,511	5,482
50～54	7,689	3,944	3,745	9,794	5,249	4,545
55～59	7,566	3,738	3,828	7,804	4,062	3,742
60～64	9,499	4,716	4,783	7,428	3,639	3,789
65～69	12,033	5,886	6,147	9,160	4,459	4,701
70～74	9,738	4,899	4,839	11,431	5,465	5,966
75～79	6,447	3,121	3,326	8,793	4,245	4,548
80～84	3,525	1,572	1,953	5,366	2,481	2,885
85～89	1,690	613	1,077	2,521	986	1,535
90～94	728	163	565	917	266	651
95～99	174	32	142	247	40	207
100～	22	1	21	41	6	35



資料：国勢調査／平成27年10月1日、住民基本台帳／令和2年10月1日

《地域別・年齢4区分人口（平成17年～27年）》

(人)



資料：国勢調査 小地域集計 年齢（5歳階級）別人口／各年10月1日

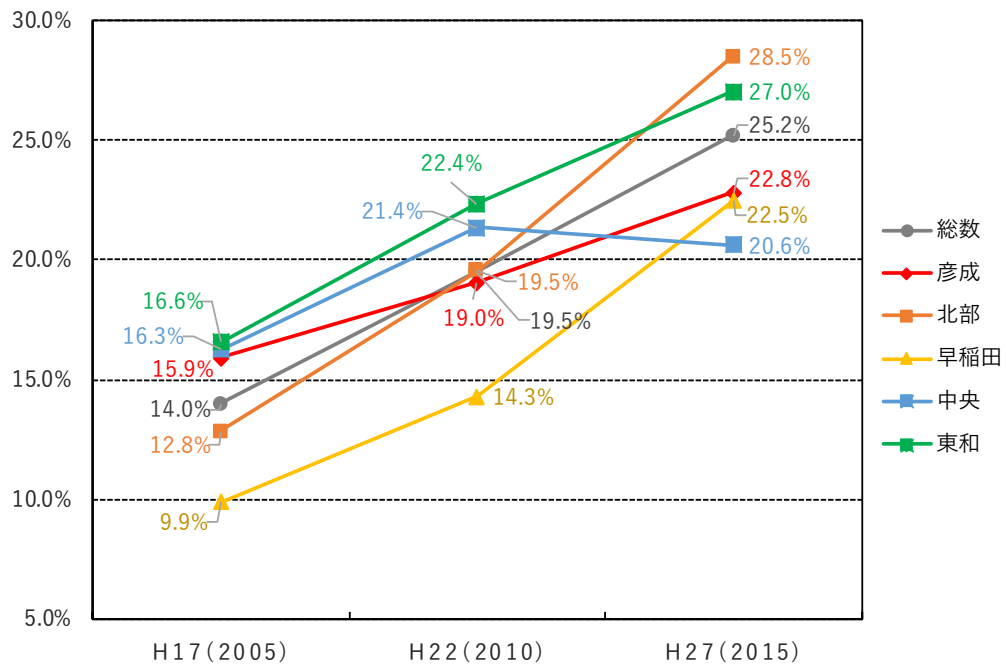
《地域別・年齢階層別区分割合（平成17年～27年）》

地域名・集計年	0~14歳	15~64歳	65~74歳	75歳以上	高齢化率	
彦成	H17(2005)	14.8%	69.3%	9.8%	6.1%	15.9%
	H22(2010)	15.3%	65.6%	12.0%	7.1%	19.0%
	H27(2015)	16.3%	60.8%	13.9%	8.9%	22.8%
北部	H17(2005)	13.1%	74.1%	8.6%	4.2%	12.8%
	H22(2010)	10.9%	69.5%	13.2%	6.4%	19.5%
	H27(2015)	10.2%	61.2%	18.8%	9.7%	28.5%
早稲田	H17(2005)	14.1%	76.0%	6.6%	3.3%	9.9%
	H22(2010)	13.7%	72.0%	9.9%	4.4%	14.3%
	H27(2015)	12.3%	65.3%	15.3%	7.2%	22.5%
中央	H17(2005)	12.4%	71.3%	11.4%	4.8%	16.3%
	H22(2010)	12.5%	66.1%	15.2%	6.1%	21.4%
	H27(2015)	15.6%	63.8%	12.4%	8.2%	20.6%
東和	H17(2005)	14.1%	69.3%	11.8%	4.8%	16.6%
	H22(2010)	14.2%	63.4%	15.3%	7.0%	22.4%
	H27(2015)	13.0%	60.0%	16.3%	10.7%	27.0%
合計	H17(2005)	13.7%	72.3%	9.6%	4.4%	14.0%
	H22(2010)	13.1%	67.4%	13.3%	6.2%	19.5%
	H27(2015)	12.8%	62.0%	16.0%	9.2%	25.2%

5%以上減少 0~5%減少 0~5%増加 5%以上増加

資料：国勢調査 小地域集計 年齢（5歳階級）別人口／各年10月1日

《地域別高齢化率の推移（平成17年～27年）》



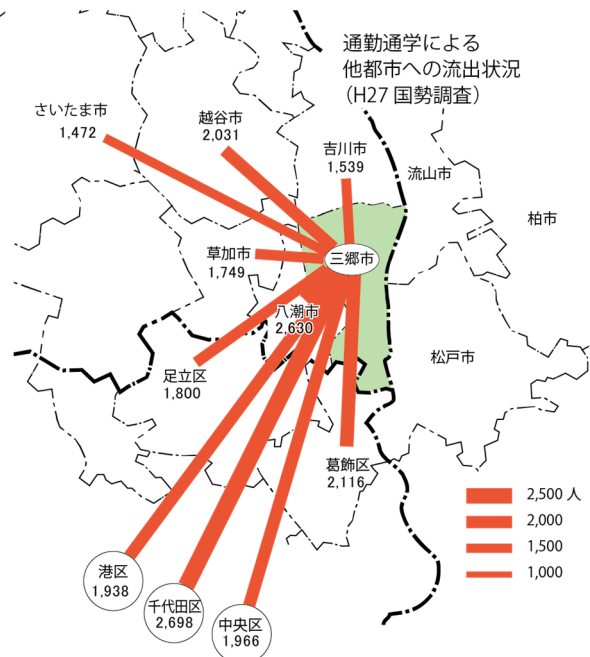
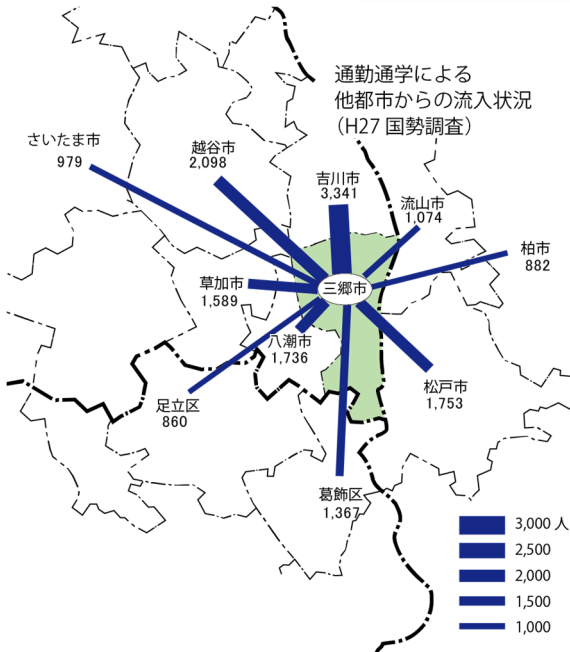
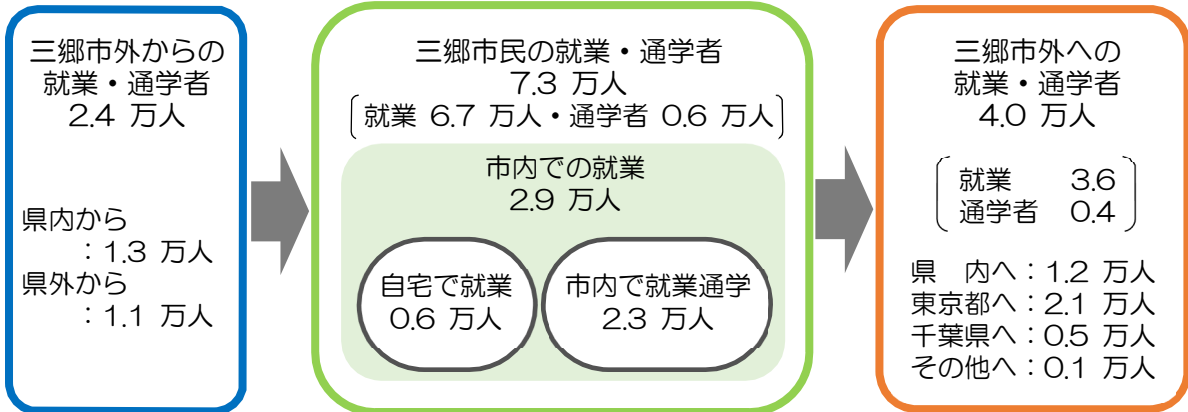
資料：国勢調査 小地域集計 年齢（5歳階級）別人口／各年10月1日

2) 通勤・通学者の流入流出

平成 27 年の国勢調査によると、市内就業者約 6.7 万人の 5 割以上の約 3.6 万人が市外に通勤しており、この半数以上の約 1.9 万人は東京都内に通勤しています。

また、通学者約 0.6 万人の中で約 7 割に相当する約 0.4 万人が市外に通学しています。

一方、市外から三郷市に通勤通学している人は約 2.4 万人であり、流出口（約 4.0 万人）が流入人口を上回る状況にあります。



※就業・通学者数の数値は不詳を含むため内訳の合計は一致しない。

資料：国勢調査

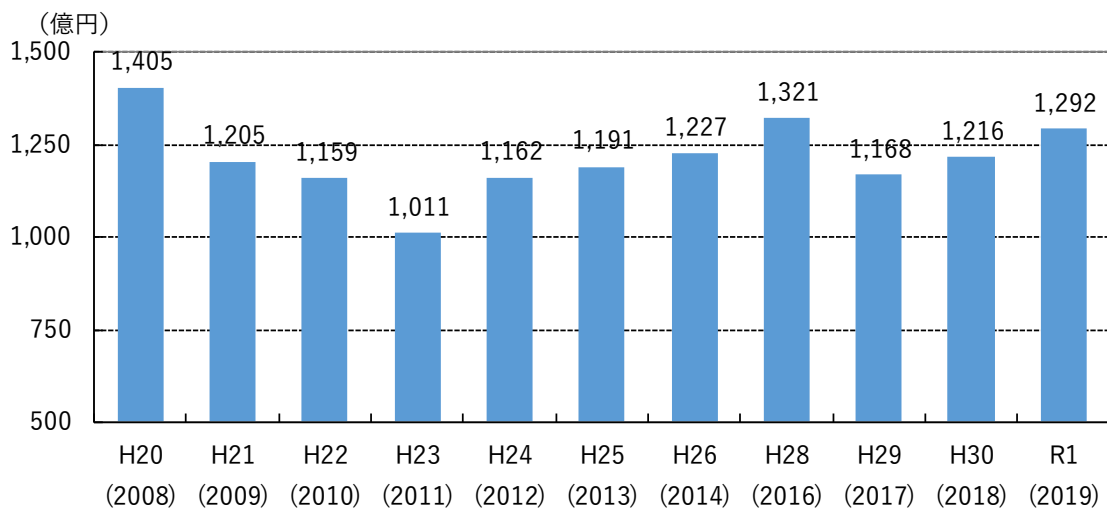
(2) 産業関係

1) 工業

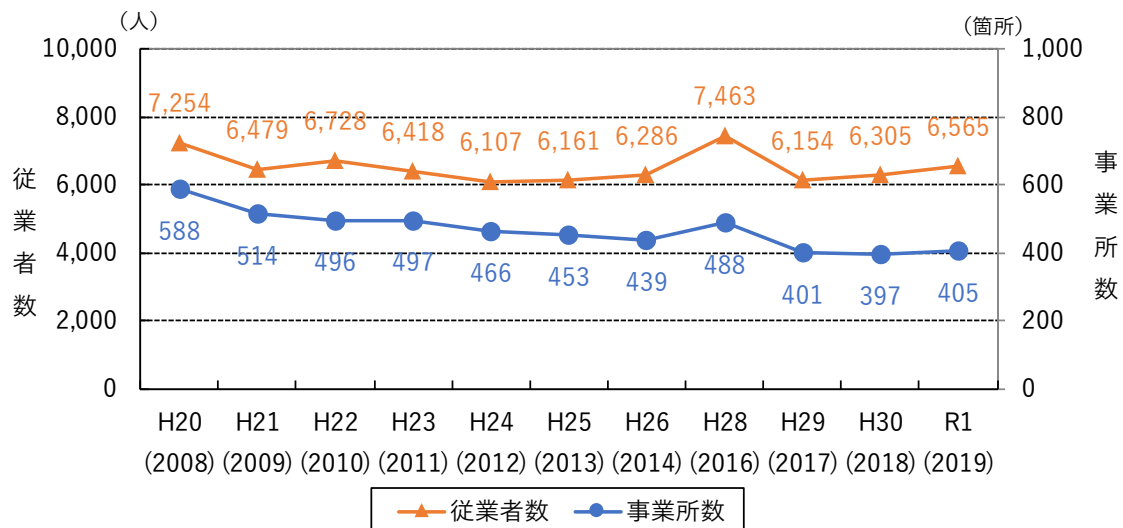
製造品出荷額は平成20年をピークに減少が続き、平成23年には7割減となりましたが、翌年には再び増加し、平成28年までは微増傾向にあり、平成29年には一旦減少したものの、以降再び増加を示しています。

事業所数および従業者数は、平成20年以降、減少から横ばいで推移しており、平成28年に一旦増加を示したものの、再び減少し以降も同様の傾向にあります。

《製造品出荷額の推移》



《事業者数、従業者数の推移》



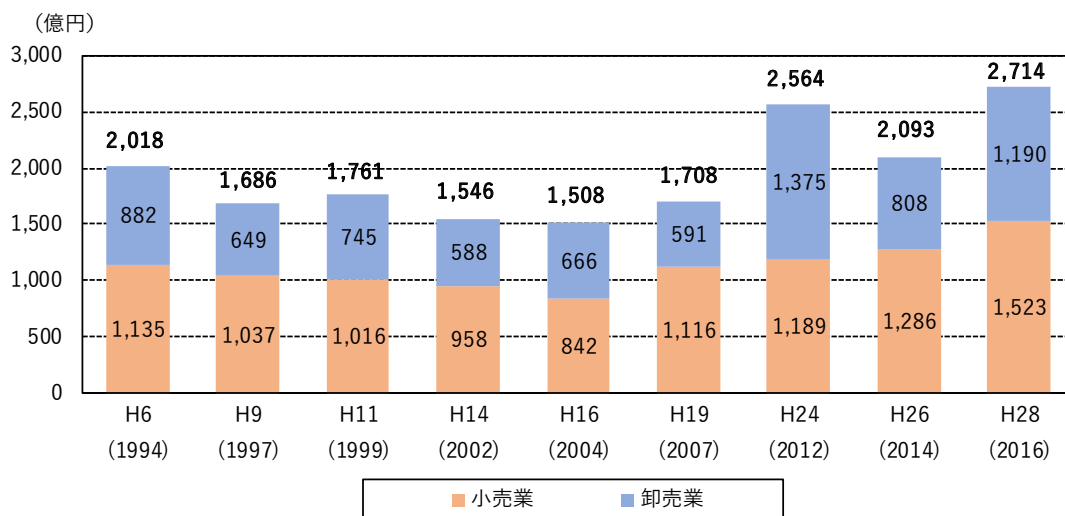
資料：工業統計調査

2) 商業

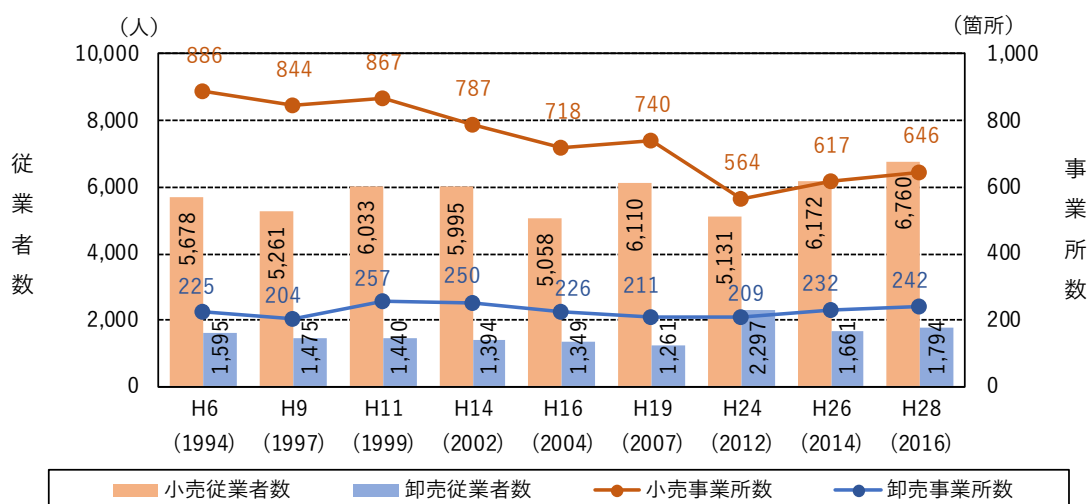
年間商品販売額については、平成16年までは減少傾向にありましたが、平成19年以降増加に転じており、これは平成17年にピアラシティが開業したことが、大きな要因と考えられます。

事業所数・従業者数は、卸売業に関しては、この20年間はほぼ横ばいで推移しています。小売業従業者数は増加減少を繰り返しつつも、平成24年以降は増加傾向にあり、平成6年から6割減となっていた事業所数も平成24年を境に微増に転じています。

《年間商品販売額の推移》



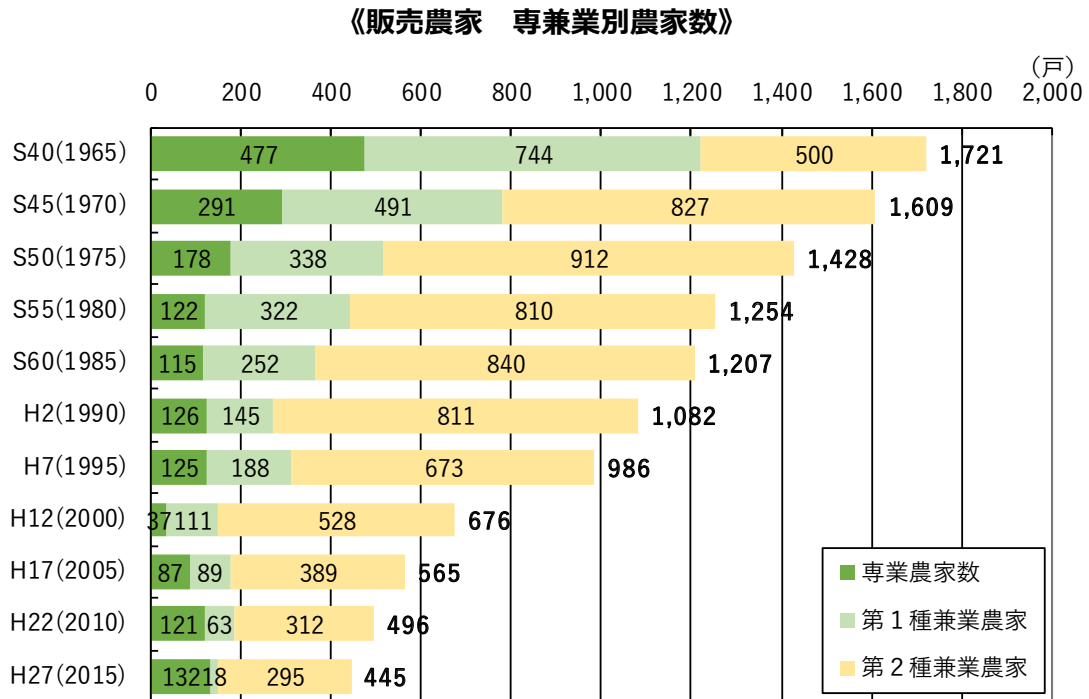
《事業者数・従業者数の推移》



資料：商業統計調査

3) 農業

販売農家数全体では、昭和40年から平成27年の50年間で約4分の1に減少しています。また、平成27年の総農家数のうち3分の2が第2種兼業農家となっています。



第1種兼業農家：農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家

第2種兼業農家：兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家

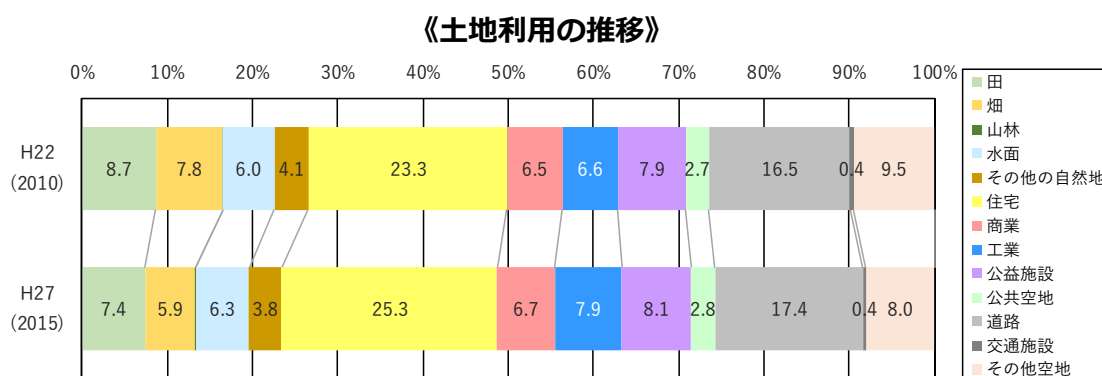
資料：農林業センサス

(3) 土地利用

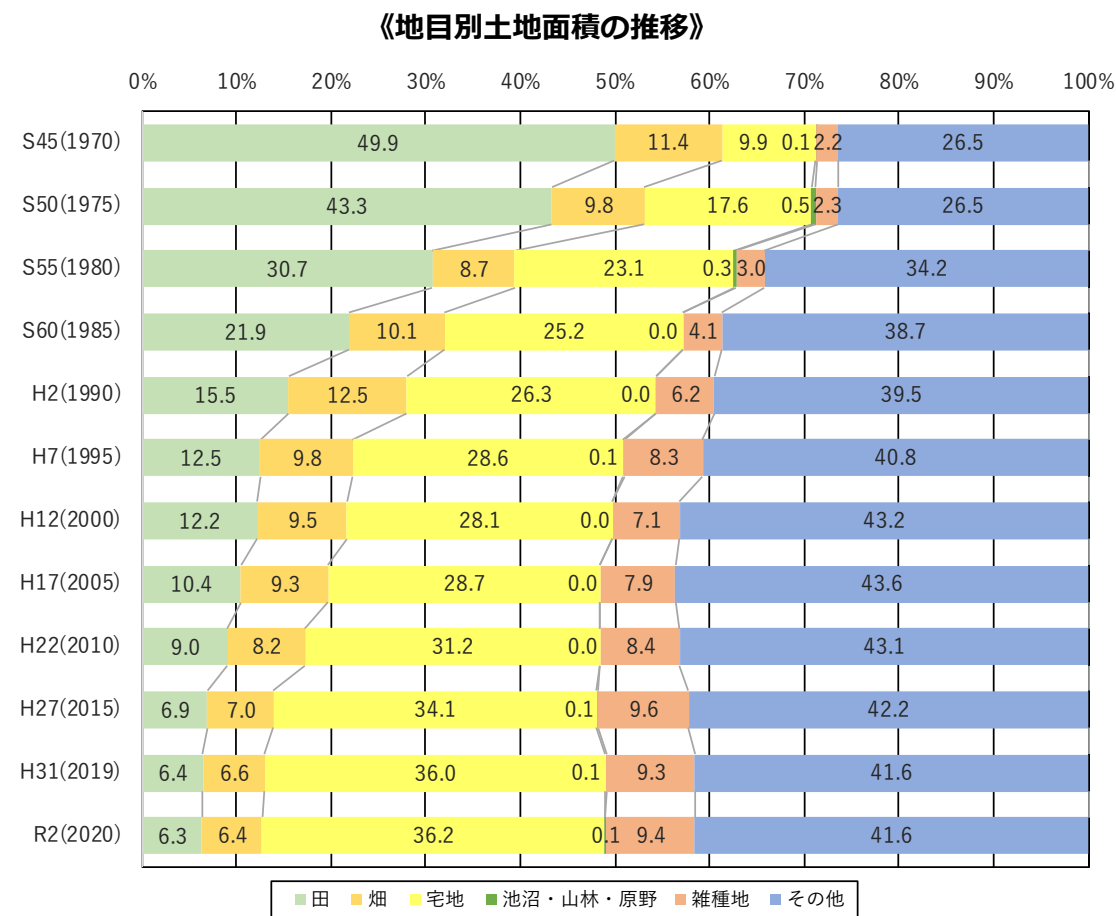
1) 土地利用の現況

市全域の平成27年時点の土地利用は、自然的土地利用（田・畑・水面・その他の自然地）が約4分の1を占めています。平成22年から平成27年の5年間は、農地の構成比が3.2%減少、住宅地が2%、工業地が1.3%増加しています。

また、過去50年の推移をみると、昭和45年当時は約50%を占めていた田の構成比が平成31年には6.4%と9割近く減少したのに対して、宅地は9.9%から36.0%へと約3.6倍増加しています。



資料：平成27年度三郷市都市計画基礎調査



※数値は四捨五入しているため合計が100とならない場合がある。

資料：みさと統計書令和2年度版

(4) 災害時応援協定締結先一覧（事業者）

大規模災害時に、被災者に必要な飲料水、食料および医薬品等を積極的かつ優先的に供給が得られる体制を確立するため、市内外の事業者と、災害時の応援に関する協定を締結しています。

令和3年1月20日現在

NO	協定名	相手方の名称	協定の概要	締結日
1	災害時における応急救助のための輸送協力に関する協定書	三郷市輸送協議会	被災者の避難、物資等の運搬にかかる輸送	平成8年 12月1日
2	災害時における応急救助のための輸送協力に関する協定書	吉川地区グリーントラック交通安全協議会	災害時における応急救助のため輸送協力	平成9年 2月1日
3	災害時における三郷郵便局・三郷市間の協力に関する覚書	三郷郵便局	災害救助法適用時の特別事務取扱い、用地の提供、情報の提供、臨時郵便差出箱の設置	平成9年 5月23日
4	災害時における食パン等の供給に関する協定書	第一屋製パン株式会社金町工場	食料（パン）の供給	平成9年 11月1日
5	災害時における応急仮設住宅の設置等に関する協定書	三郷市鳶組合	仮設住宅の設置、被災住宅の応急修理	平成9年 11月1日
6	災害時における衣料品等供給に関する協定書	みさと衣料品店グループ	衣料品の供給	平成9年 11月1日
7	緊急時における応急対策活動への協力に関する協定書	三郷市建設業協会	公共土木施設の応急修理障害物の除去	平成9年 11月1日
8	災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーライーストジャパン株式会社VM川口支店	飲料水の供給	平成17年 6月20日
9	緊急時における物資等の協力に関する協定書	さいかつ農業協同組合	施設、車両等の使用、食料品の供給	平成17年 7月29日
10	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社アクティオ 三郷営業所	仮設トイレ、発電機等のレンタル機材	平成20年 2月5日
11	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社イトーヨーカ堂 三郷店	食料品、生活必需品の供給	平成20年 2月27日
12	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社カスミ	食料品、生活必需品の供給	平成20年 2月27日
13	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社ケーヨー	食料品、生活必需品の供給	平成20年 2月27日
14	緊急時における物資の供給等に関する協定書	株式会社マルエツ 三郷中央店	食料品、生活必需品の供給	平成20年 2月27日
15	緊急時における電気設備に係る協力に関する協定書	三郷市電設協力会	発電機及び光源の提供、電気設備の応急処置	平成20年 3月18日
16	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人三郷市医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会	トリアージ、応急処置、医薬品の提供、診療・医療相談、感染症の予防	平成21年 5月27日
17	災害時における電気設備等の応急復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	電気設備等の応急復旧、電気に係る事故防止	平成22年 3月25日
18	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	災害時における各種情報の交換等	平成22年 12月20日
19	災害時等における人員、物資等の輸送業務に関する協定書	一般社団法人埼玉県トラック協会吉川支部	人員、物資の輸送業務	平成24年 3月26日
20	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書	公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部	民間賃貸住宅提供の協力	平成24年 3月28日
21	三郷市水道施設災害時応急復旧活動の協力に関する協定書	三郷市指定管工事業協同組合	水道施設の応急復旧	平成24年 4月5日
22	災害時における応急対策業務に関する応援協定書	(H24.4.20~H29.3.31) 株式会社日本ウォーターテックス (H29.4.19~) 株式会社両毛システムズ	災害時における応急対策業務の応援	平成24年 4月20日
23	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	家屋被害認定調査	平成25年 3月28日

NO	協定名	相手方の名称	協定の概要	締結日
24	東京都水道局三郷浄水場における応急給水活動に関する協定書	東京都公営企業管理者 東京都水道局	東京都水道局三郷浄水場での応急給水活動の協定	平成25年 7月1日
25	災害時における給油取扱所の支援協力に関する協定書	埼玉県石油商業組合三郷支部 有限会社 たび屋商店	災害時における燃料給油等の支援協力	平成25年 10月31日
26	緊急時における物資の供給等に関する協定書	コストコホールセール ジャパン株式会社	食料品、生活必需品の供給、駐車場及び付帯施設の利用	平成26年 12月12日
27	災害時における飲料水提供に関する協定書	株式会社伊藤園	飲料水の供給	平成26年 12月15日
28	緊急時における物資の供給等に関する協定書	イケア・ジャパン株式会社	食料品、生活必需品の供給、駐車場及び付帯施設の利用	平成27年 2月1日
29	災害時における資材の供給に関する協定書	富士機材株式会社 東京第二支店	資材の供給	平成27年 4月22日
30	災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定書	三郷環境整備組合	災害時における災害廃棄物収集運搬業務	平成27年 10月21日
31	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム北関東	災害情報等のケーブルテレビを利用した広報業務	平成28年 2月1日
32	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	特設公衆電話回線の事前設置	平成28年 2月22日
33	災害時におけるLPガスの優先供給等の協力に関する協定書	埼玉県LPガス協会 南東武支部	災害時において、LPガスを避難所等へ優先供給するための協力	平成28年 11月28日
34	地域貢献型広告に関する協定書	東電タウンプランニング株式会社	電柱広告事業において、民間企業等が掲出する広告の一部に公共情報を表示	平成29年 3月28日
35	災害時における応急対策活動の協力に関する協定書	三郷地区交通タクシー協議会 (有限会社日昭交通、有限会社彦成タクシー、有限会社三郷交通、明治タクシー有限会社)	災害時において、被害状況の把握、災害応急対策活動等のため、タクシー無線による情報収集、タクシー車両による人員等の搬送に係る協力	平成29年 8月4日
36	災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	行政書士の派遣	平成29年 10月10日
37	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	司法書士の派遣	平成29年 10月10日
38	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 (アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン、東邦薬品株式会社、株式会社メディセオ)	医薬品等の供給	平成30年 1月31日
39	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に係る情報の発信等	平成30年 5月10日
40	災害時等における漏水調査技術員の派遣に関する協定書	全国漏水調査協会	水道管路施設の漏水調査員の派遣	平成30年 9月14日
41	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給	平成30年 10月4日
42	災害時等における水道施設の応急復旧活動の支援に関する協定書	株式会社光明製作所	水道施設の応急対策業務の応援	令和2年 3月10日
43	災害時等における水道施設の運転操作等の応援に関する協定書	株式会社武田エンジニアリング	水道施設の運転操作の応援	令和2年 3月10日
44	緊急時における無人航空機による協力に関する協定書	株式会社オリコミサービス	ドローンによる被害状況等の情報収集及び調査	令和2年 6月16日
45	緊急時における車両貸出及び給電並びに被災者救済活動等に関する協定書	ネットトヨタ東埼玉株式会社	給電等のための車両の貸出、一時避難場所としての店舗の提供等	令和2年 8月4日
46	行政放送の再送信に関する協定書	株式会社ジェイコム埼玉・東日本 草加局	防災情報端末を利用した防災行政無線放送の再送信	令和2年 8月7日
47	緊急時における応急対策活動の協力に関する協定書	新和環境株式会社	瓦礫等搬送用車両や建設重機等による緊急人命救助や道路交通確保のための障害物除去	令和2年 12月14日
48	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 川口支社	停電復旧に係る応急措置等	令和3年 1月20日

2. 市民意向の把握

三郷市都市計画マスタープランは、市民の意見を幅広く計画に反映させるため、「アンケート調査」の実施や「地域別ワークショップ」を開催し、計画の策定に活用しています。

ここでは、市民アンケートの調査結果について、地域ごとに生活環境の満足度と取り組みの優先度を示しています。また、市民アンケート調査における自由意見の要旨や地域別ワークショップにおける地域の意見の要旨を部門別に整理しています。

■ アンケート調査について

調査期間	令和元年 10月5日～11月12日
調査対象	18歳以上の市内在住者 無作為抽出
発送数	3,000人
回収数	972人
回収率	32.4%

■ 地域別ワークショップについて

令和2年10月から11月に、5地域で地域別ワークショップを開催し、地域の現状や課題、将来イメージについて市民のみなさんにご意見をいただきました。

地域名	日程	会場	参加人数
彦成地域	令和2年11月9日(月)	ピアラシティ交流センター	8人
北部地域	令和2年11月5日(木)	瑞沼市民センター	8人
早稲田地域	令和2年11月16日(月)	文化会館	15人
中央地域	令和2年11月19日(木)	三郷中央におどりプラザ	10人
東和地域	令和2年10月29日(木)	鷹野文化センター	9人

■ パネル展示について

都市計画マスタープランの内容や市民アンケートの調査結果、地域別ワークショップでのご意見について、パネル展示を行いました。

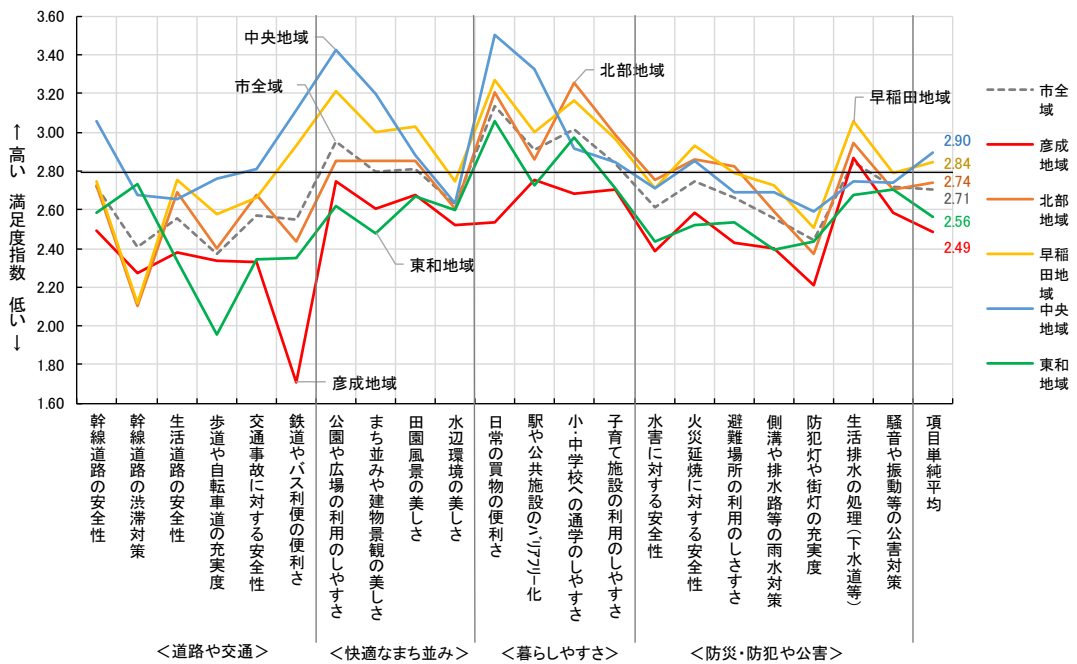
日程	会場
令和2年12月21日(月) ～令和3年1月7日(木)	ららほっとみさと (ららぽーと新三郷1F)
令和3年3月16日(火) ～令和3年3月28日(日)	三郷市役所 (市民ギャラリー1F)

(1) 市民アンケート調査による意向把握

(地域別の満足度)

- ・〈道路や交通〉、〈快適なまち並み〉、〈暮らしやすさ〉、〈防災・防犯や公害〉等の生活環境に関する地域別の満足度を「満足度指数」により把握しました。
- ・グラフの右端に示している各項目の単純平均指数によると、満足度が低い地域は彦成地域と東和地域となっており、北部地域、早稲田地域、中央地域と大きな開きが見られます。
- ・彦成地域では、「鉄道やバス利用の便利さ」が5地域の中でも最も高い不満を示す項目となっています。また、すべての項目で指数が3.0を下回っていることや、不満の程度も他の地域に比べ高い傾向が見られます。
- ・北部地域の単純平均指数は総数の単純平均指数に近い傾向を示していますが、個別の項目をみると「幹線道路の渋滞対策」、「防犯灯や街灯の充実度」、「鉄道やバス利用の便利さ」等の満足度が低く、〈暮らしやすさ〉の各項目は、「ふつう」若しくは「満足」とする傾向が見られます。
- ・早稲田地域では「幹線道路の渋滞対策」が突出して不満が高く、そのほかの〈快適なまち並み〉や〈暮らしやすさ〉に係る各項目は、3.0前後を示しています。
- ・中央地域は、各項目について不満が少なく、または満足度が高い傾向を示しており、「日常の買物の便利さ」、「公園や広場の利用のしやすさ」、「駅や公共施設のバリアフリー化」のほか、「幹線道路の安全性」、「鉄道やバス利用の便利さ」、「まち並みや建物景観の美しさ」の各項目も3.0を上回る傾向を示しています。
- ・東和地域では、ほぼすべての項目で指数が3.0を下回っており、特に「歩道や自転車道の充実度」の満足度が低くなっています。

《地域別満足度》

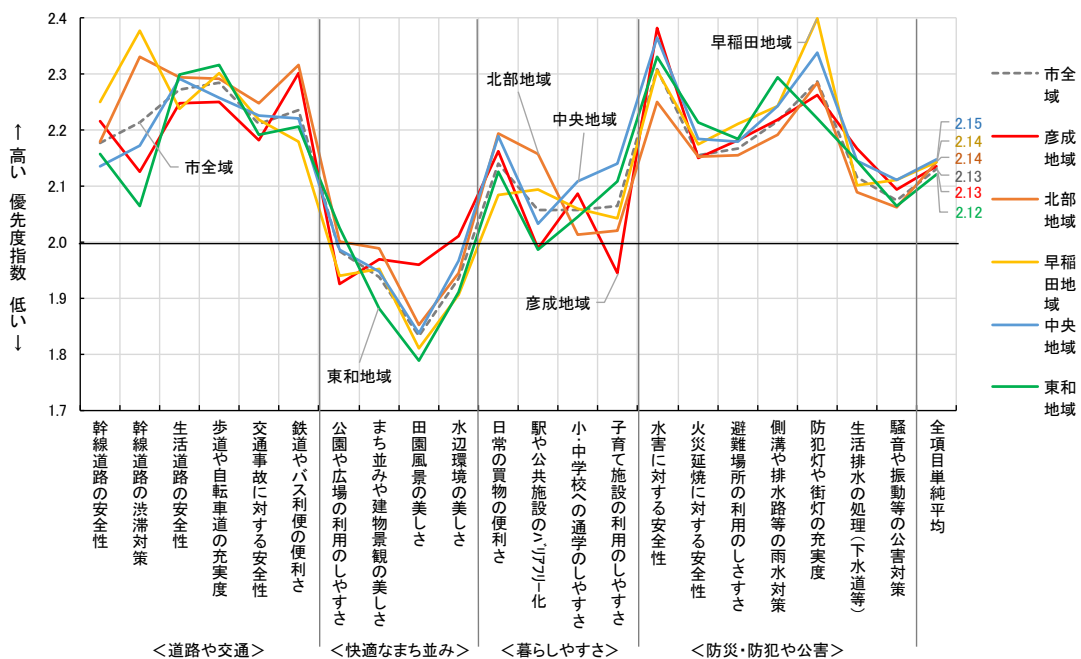


※満足度の計算 (満足)×5+「やや満足」×4+「普通」×3+「やや不満」×2+「不満」×1)÷回答数
(最大値=5、中間値=3、最小値=1 となる)

(地域別の優先度)

- ・〈道路や交通〉、〈快適なまち並み〉、〈暮らしやすさ〉、〈防災・防犯や公害〉等の生活環境に関する地域別の取り組みの優先度を「優先度指数」により把握しました。
- ・取り組みの優先度について、総数をみると、〈道路や交通〉と〈防災・防犯や公害〉に係る項目の優先度が高く、〈快適なまち並み〉や〈暮らしやすさ〉に係る項目の優先度が低い傾向にあり、地域ごとに見てもほぼ同様の傾向が見られます。
- ・彦成地域では、「水害に対する安全性」や「田園風景の美しさ」、「水辺環境の美しさ」、「生活排水の処理（下水道）」が5地域の中で最も優先度が高い項目となっています。
- ・北部地域では、「交通事故に対する安全性」や「鉄道やバス利用の利便さ」、「日常の買物の便利さ」、「駅や公共施設のバリアフリー化」が5地域の中で最も優先度が高い項目となっています。
- ・早稲田地域では、「幹線道路の安全性」や「幹線道路の渋滞対策」、「避難場所の利用のしやすさ」、「防犯灯や街灯の充実度」、「騒音や振動等の公害対策」が5地域の中で最も優先度が高い項目となっています。
- ・中央地域では、「小・中学校への通学のしやすさ」や「子育て施設の利用のしやすさ」が5地域の中で最も優先度が高い項目となっています。
- ・東和地域では、「生活道路の安全性」や「歩道や自転車道の充実度」、「公園や広場の利用のしやすさ」、「火災延焼に対する安全性」、「側溝や排水路等の雨水対策」が5地域の中で最も優先度が高い項目となっています。

《地域別優先度》



※優先度の計算 (「高い」×3+「ふつう」×2+「低い」×1)÷回答数
(最大値=3、中間値=2、最小値=1 となる)

(2) 彦成地域の市民アンケート調査・地域別ワークショップにおける 意見の要旨

【市民アンケート調査自由意見】

区分	件	自由意見の要旨
商業施設、 医療	10 件	・ 駅周辺以外にも娯楽施設や商業施設が少しでも増えてほしい。 ・ 病院が少ないので誘致してほしい。
道路・交通	39 件	・ バスの本数が少なく、駅までの交通手段がとても不便。 ・ 車道と歩道の整備（段差が危険）自転車道を確保してほしい。 ・ 交通事故の多発する交差点が近くにあり改善してほしい。
景観、環境、 防災	17 件	・ 二郷半用水があまりにも汚れている。一度には無理でも少しずつ整備してはどうか。 ・ 三郷も昔、水害で大変な思いをしたと聞いている。同じ状況になることは、昔の教訓が生かされなかった事になる。 ・ 災害に対する整備や対策を強く望む。
福祉、教育	5 件	・ 子どもの医療費や進学費用等の助成をしてほしい。高校生まで医療費無料にしてほしい。
まちづくり、 活性化等	5 件	・ 私たちの住む所は高齢者にとってとても住みにくい場所になってしまった。近くに皆が集まるような公園もなく図書館もない。安全に歩ける道も少なく、細い道、トラックの出入りする道ばかり。理想とする町には程遠い。
市政、感想等	7 件	・ 不便で、外出すると1日で用が足りない。三郷市に住めるのは私が元気なうち。

【地域別ワークショップにおける地域の意見】

土地利用	
住宅地	既存の市街化区域が、高齢化等により空き家、空き地化し、発展どころか衰退している。沿道利用ができる用途地域の緩和が必要である。
	旧道に 20 件以上あった商店が数件に減ってきている。商業施設が少ないので、もう少し増えると良い。
市街化 調整区域	農業従事者が高齢化し、担い手がいない現状のなかでの農地の保全を考えてほしい。
	市街化調整区域の土地利用が資材置き場、残土置き場等によりひどい状態である。市街化調整区域を活用してほしい。
道路・交通	
道路	三郷インター付近や東京外環自動車道、二郷半領用水路沿いの道路等、交通渋滞が多発している。
	右折レーンが短くて渋滞がおきており、対策が必要である。
	地域の西側付近は狭い道路が多く、緊急車両が通れないところもある。道路の拡幅整備をしてほしい。
	住宅地への流入車両が増加しており、危険である。 道路や水路付近に水たまりができやすく改良が必要である。
歩行空間	二郷半領用水路沿いの歩道は草が生えていて汚い。また、樹木等の剪定がされておらず、歩行の妨げになるなど防犯上の観点からも危険である。緑地の保全も大事だが、危ない箇所については舗装するなど人命を優先に考えてほしい。
歩行空間	道路に街路灯がなく暗い。旧道が狭くて歩くのが危険である。

公共交通	三郷駅に行くバスがない、本数が少ないなどバスが不便である。車のない生活をしている人のことを考えて、バス路線の充実を考えてほしい。バスの運行時間帯を朝早くから夜 22 時位迄にしてほしい。 彦成地域に地下鉄を延伸してほしい。
社会基盤施設	
河川・水路	いまだに水路がふさがれていない場所があり危険である。
防災・減災	
防災	一部地域で内水被害があり、治水対策が必要である。
みどり・景観	
公園	紅葉する樹木が少ない。緑地が減少している。 歴史あるお寺が多いので、七福神めぐり等、お寺を活かしたまちづくりを積極的に進めてほしい。
生活充実	
生活	小中学校の生徒数が中央地域よりも少なくアンバランスである。少子高齢化対策が必要。 ごみやタバコのポイ捨てが多く、美観が損なわれている。



彦成地域の地域別ワークショップ

(3) 北部地域の市民アンケート調査・地域別ワークショップにおける 意見の要旨

【市民アンケート調査自由意見】

区分	件数	自由意見の要旨
商業施設等	18件	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模店舗より魅力がある商店街がある街。 ・魅力ある町として緑や憩い空間を大事にし、駅前に文化施設（図書館、イベント広場等）を充実させてほしい。
道路・交通	41件	<ul style="list-style-type: none"> ・新三郷駅から利用できるバスの本数が少なすぎる。 ・インターチェンジや物流倉庫のアクセス道路等は整備されているが、生活空間の道路は殺伐としている。 ・道路がせまくて安全に走行できない。街路灯が少なく道が暗い。住宅街への大型車の通行を禁止してほしい。 ・県外市外から人が集まるのは良いが生活道路で発生する大渋滞を改善してほしい。
景観、防犯	20件	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の緑が極めて少ない。木陰がやさしいまち並みづくりが望ましい。 ・不審者や犯罪が多いので、防犯カメラを設置すべき。街路灯が少なくすべてが暗い。歩道が暗い。街が暗い。
福祉、教育	8件	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに適したまちづくりをしてほしい。 ・障がい者が安心して住むことができる、働くことができる環境を増やし整えてほしい。 ・障がい者、老人、幼児に冷たい町だと思う。
まちづくり、活性化等	14件	<ul style="list-style-type: none"> ・きらりと光る便利でおしゃれな田舎を期待している。 ・5地域間の移動は車以外では非常に不便。まちづくりは地区ごとの視点だけでなく、連携していく視点も必要ではないか。
市政、感想等	22件	<ul style="list-style-type: none"> ・以前、三郷に来たときは何と閑静なところだとびっくりした。三郷に住んで数十年になるが、とても住みやすい。

【地域別ワークショップにおける地域の意見】

土地利用	
住宅地	高齢化等により空き家が発生している。
市街化調整区域	三郷らしい田園地帯だったところが、現在、市街化し虫食い状態である。農地の今後が心配である。土地利用について、所有者の意向だけでなく、市として農地の土地利用の計画を行ってほしい。
	農地の整備保全が必要である。農業がやりにくい。
	農地を市民に貸してほしいが、なかなか借りることが難しい。
道路・交通	
道路	車の交通量が多く、危ない。道路が狭いところがあり、事故も多い。
	ららぽーとや新三郷駅周辺は交通渋滞している。
公共交通	バスの運行本数が少ない。住民のニーズに合ったコミュニティバスを運行してほしい。
社会基盤施設	
河川・水路	下水道と農業用水が同じである。
	第二大場川等、悪水路を都市整備事業に関連づけ、防災に利活用してほしい。
防災・減災	
防災	大規模災害時に住民が避難できるのか不安なため、避難所を増やしてほしい。

みどり・景観	
公園	北商店街公園のトイレが無くなり、みさと団地にあるトイレまで行かないといけなくなったため、トイレを整備してほしい。
	バーベキューができる公園が近くにほしい。
	半田公園（野球場）に広域から集まるが、地元の人には利用してない。
生活充実	
生活	近くに生鮮食品スーパー等、商店が少ない。
	商店街がにぎわっていない。まち歩きできるような楽しいエリアづくりが必要。観光できる場所が少ない。
	みさと団地周辺は買い物できる店がなく、少し不自由である。高齢者の一人暮らしが多く、フォロー体制が必要である。
	みさと団地は家賃が安い、水回り等の設備条件が悪く若い人にとっては住みにくい。団地も時代に合わせて変化していかないといけない。
	みさと団地の住人には外国人も多く、国際化が進んでいる。これからも増えていくと思うがコミュニケーションの方法がわからない。
	子どもが少なく高齢化しており、自治会が運営できていない。住人同士のコミュニケーションが取りにくい。高齢男性が寂しそうに公園に座っている。
	北公民館の再建はいつになるのか。住民が気軽に利用できる交流の場、集会所が少ないので北公民館の一日も早い再建が望まれる。



北部地域の地域別ワークショップ

(4) 早稲田地域の市民アンケート調査・地域別ワークショップにおける意見の要旨

【市民アンケート調査自由意見】

区分	件数	自由意見の要旨
文化施設、医療	19件	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館や資料館を小さくてもよいので各地域に一ヶ所位整備してほしい。 ・市民の高齢化が進み、若い世代の人口増を願う意味からも診療科の多い公立の総合病院が市内に必要と思う。
道路・交通	34件	<ul style="list-style-type: none"> ・免許返納したいので循環バスの充実、運賃補助、タクシーの優待割引の実施は急務。 ・歩道が圧倒的に少ないので子どもや高齢者等、安全に暮らせるよう増やすべき。街路灯を増やす。歩行者、自転車を余裕で通れるようにしてほしい。
みどり、地域間格差	22件	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹や神社、寺、公園等に緑が少なくうるおいがない。自然が多く四季の感じるまちづくりをしてほしい。 ・道路沿いの雑草や伸びた木の伐採等、こまめにしてほしい。 ・中央地域ばかり再建に力を入れているので早稲田地区（三郷駅付近）も何とかしてほしい。
福祉、教育	8件	<ul style="list-style-type: none"> ・三郷駅周辺に子育ての施設が少ないので無料のキッズスペースがほしい。幼稚園や学童（特に民間）を作してほしい。 ・子育てばかりでなく高齢者も住みやすい三郷市にしてほしい。
まちづくり、活性化等	18件	<ul style="list-style-type: none"> ・三郷駅⇄市役所間の整備も並行してほしい。三郷駅は、三郷中央、新三郷周辺より魅力が減少してきている。 ・道の駅、川の駅等できれば、人が集まり雇用等にもなるのでは。
市政、感想等	14件	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢で車がないと暮らせないので免許返納の時に便利な所に移転する予定 ・もっと子育て世代から意見を取り入れてほしい。

【地域別ワークショップにおける地域の意見】

土地利用	
住宅地	三郷駅周辺が寂しい雰囲気になっている。高層マンションが建ち並ぶのではなく、三郷駅周辺らしい住宅地の形成が必要。
市街化調整区域	農地や住宅地、工場地が混在している。
道路・交通	
道路	流山橋および三郷駅周辺の渋滞がひどい。三郷料金所スマートインターチェンジのフルインター化で渋滞は緩和できるのか検証が必要。（仮称）三郷流山橋の無料化と早期完成が必要。
	市内は大型車が多く渋滞する上、歩道が狭く歩行者が危ない。小谷堀橋が狭く通行しづらい。
	道路に穴があいている等段差が多くデコボコして痛んでおり通行しづらい。早稲田中央通りの自転車道は、街路樹の根っこによりデコボコしていて危険である。道路標識の消えそうな白線が点在している。
	大雨時に水が溜まる交差点が多く見られ、改良が必要。 江戸川の土手沿いの道路でスピードを出して通過する車がいる危険。土手をなかなか登れない時がある。

歩行空間	安全安心して外出できる住環境が必要。歩道が荒れているところがあり、車イスで外に出られない状況になっている。街路樹の根が隆起し道路がデコボコしている。植替えてほしい。
	早稲田中央通り等、通学路になっている道路の信号すべてに歩行者用信号をつけてほしい。
	江戸川サイクリングロードを高齢者が歩いているなか、自転車がスピードを出して通過し、危ないので注意喚起や整備が必要。
	三郷駅前に立体歩道橋、JRガード下の歩道の拡幅が必要。 三郷駅のバリアフリー化で自転車での通行が便利になったが、まだ対応していないところがある。
	街路灯が少なく夜暗いため、防災・防犯上問題である。全体的に街路灯が少なく暗い。
公共交通	バスの便が悪い地域がある。地域を巡るバスを増やしてほしい。市内の拠点と拠点をつなぐバスがなく不便である。
	今は車を持っている人の方が多いと思うが、これから10~20年後を考えた時に、高齢化に対応した循環バスの整備が必要である。現状は市外直行便等便数が少ない。バスの運行本数やルートを見直したほうが良い。
社会基盤施設	
河川・水路	水路の蓋掛けによる改良事業の進捗を早くしてほしい。
防災・減災	
防災	江戸川の防災対策が心配。防災にも通じる人とのつながりが必要。
みどり・景観	
公園	早稲田公園に健康器具ができていますが、使っている人が少ないので周知したほうが良い。芝生は子どもが遊びやすいように手入れをしてほしい。
	大場川に憩いの場となる水辺公園をつくってほしい。コンクリート護岸では無機質で親水とは言えない。
生活充実	
生活	三郷駅から早稲田団地までの間に、食料品店、惣菜店等がない。下着、シャツ等の日用品を買える店がない。
	中央通り商店街に活気がない。日本一の読書のまちと宣言しているが、本屋がない。にぎわいのあるまちづくりを。まちのシンボルが欲しい。
	高齢者の一人暮らしが増え、買い物難民が増えている。早稲田団地にはエレベーターがないため、買物の荷物を持って帰るのが大変。最近はネットスーパーを利用しているが、ネットが使えないお年寄りのためにスーパーには配達等、御用聞きのようなサービスをしてほしい。
	団地の階段がネックになって、高齢者の閉じこもりが起きている。外出する機会ができると、高齢化社会の中で地域の活性化できるのでは。
	過疎化が心配。往診してくれる病院が少ないので病気の時に心配。総合病院が地域にない。医療体制を整える必要があるのではないかと人の視点のまちづくりが必要。医療施設がとほしいので、メディカルビルを作ってほしい。
	サロンで健康体操をやっているが、コロナ禍で参加できない人がいる。シルバー元気塾でも同じことが起きているかもしれない。イベント等の周知があれば参加したい人がたくさんいるかもしれない。
	高齢者向けの情報は、紙媒体のほうが良い。年代に合わせた周知が必要。
	早稲田図書館内にある市の窓口を機能拡充し出張所にしてはどうか。平日の昼間に仕事をしている人は、行政等の窓口が遠く手続に不便を感じている。
	イベント等が中央地域へ移ってしまい寂しくなった。以前は早稲田公園でマルシェやキッチンカーの出店等やって賑わっていた。

生活	前間小はマンモス校だったが、子どもがかなり減ってきた。地域が衰退するのが心配。子どもにやさしいまちづくりをしてほしい。
	まちづくり＝人づくり 人とのつながりがやすい。多世代間での交流のなさを感じる。お互い助け合えるような仕組みが欲しい。市民の交流をもっと色々な場所で行えるよう市が奨励してほしい。
	交通の便が良い場所なのに人口が増えないのはなぜか。



早稲田地域の地域別ワークショップ

(5) 中央地域の市民アンケート調査・地域別ワークショップにおける 意見の要旨

【市民アンケート調査自由意見】

区分	件数	自由意見の要旨
商業施設、 建物関係等	32 件	・本屋（特に中央周辺）の開店があるとより便利に感じる。 ・無電柱化の促進・空き家対策をしてもらいたい。
道路・交通	37 件	・朝の TX の混雑具合を 2 車両増やすなどで緩和してほしい。 ・南、中、北につながる公共施設への交通便がない。 ・自転車が危険な道が多い。バス通り等。
環境、防犯	30 件	・以前に比べ最近車の通行量が非常に多く、多くの人々は騒音 や振動に悩まされているので、環境対策を考えてほしい。 ・第二大場川の汚れはよそから来た人には見せられない。三郷市 のキャッチフレーズとのイメージに違いがある。 ・夜、街路灯が暗すぎて、子どもや女性が一人で歩くには危な い。
福祉、教育	13 件	・子どもの数に対して保育・幼稚園や小学校が足りていないと感 じる。学童保育も同じ。早急に対処してほしい。 ・弱者にやさしい市になってもらいたい。
まちづくり、 活性化等	12 件	・今後、活気ある三郷のまちづくりには高齢者の力を借りなが ら、子育てしやすい環境を整備してほしい。 ・都心に近いベッドタウンとして生活しやすいまちづくりを期待 する。
市政、感想等	11 件	・駅周り（三郷も三郷中央も）がかなりさみしい。引っ越してき たことを大変後悔している。唯一の利点は都内へのアクセスが 良い点。

【地域別ワークショップにおける地域の意見】

土地利用	
土地利用	土地区画整理が終わった地域とそれ以外の地域では下水道や道路整備等で差があるため区域外も同様の整備を推進してほしい。 中央地域の利点が十分に活かされていない。立地が良い所に活用されていないデッドスペースがあり、もったいない。中心部としては三郷中央駅前の展望が良くない。
市街化 調整区域	市内の 1/2 を占める市街化調整区域は、農地転用をしても出来るのは資材置場、残土置場、大型車の駐車場ばかりで困る。このままでは農地の有効活用ができないので、今のうちに規制をしてほしい。 三郷駅から三郷中央駅間の市街化調整区域の利活用が必要。
道路・交通	
道路	谷中地区の道路が狭く大型車が通り抜けできないため、都市計画道路を早く整備してほしい。（北通り線の延伸、中央地区から大場川まで） 地域の道路には「止まれ」や「駐車禁止」等の標識がなく非常に危険である。道路に一時停止の標識が少ない為、交通事故が多く、特に大場川沿いの道路は危険である。 江戸川河川敷沿いの道路は信号が無く、車がかなりスピードを出しており、歩行者は大変危険。 大場川沿いの道路に自転車道路がなく危険。

歩行空間	三郷中央駅前ロータリー、横断歩道が歩きにくい。歩道のタイル舗装が割れている所があり危険である。
	歩道が狭い所が多く、歩行者が危険である。自転車通路がない。街路灯が暗い。
	歩道の植栽の幅が広すぎる。高木のイチヨウの落葉はどうなっているのか。ボランティアが清掃しているのか。
公共交通	彦成へのバスが減って不便になった。新三郷駅や県営みさと公園等、市内移動が不便である。
社会基盤施設	
河川・水路	用水路に蓋がかけられていないので通行時は危険。特に子ども達が危ない。事故が発生しており、死亡事故も起きている。
	昔は大場川の水草が見えており、第二大場川はシジミが取れるなど大変綺麗だったが、浮遊ごみや落ち葉等があり、水が汚い。
	幸房の調整池のスペースがもったいないので活用してほしい
防災・減災	
防災	人口が多いのに避難所が少なく、災害発生時の対策に不安がある。
みどり・景観	
公園	緑等を楽しみながら散歩ができる環境になっていない。
	におどり公園のトイレが不足しており整備してほしい。
	江戸川河川敷で台風等の後にグランドゴルフができない時に、スカイパークを利用したいが、当日空きがあっても予約ができないので不便である。
生活充実	
生活	子どもが増えているのに、児童館等安心して遊べる施設が少ないので、子育て支援として増やす必要がある。
	土地区画整理事業等のハード整備は完了したので、ソフトの充実が必要。
	地域に集会所がない。
	新型コロナウイルスによる店舗の撤退問題。閉店により、夜道が暗く危険である。また、地権者の減収は市税の減収にもつながることから、都市計画税の緩和等、救済措置が必要である。
	ごみ収集のルールを守らない人がいるので、戸別収集にした方が良いのではないか。



中央地域の地域別ワークショップ

(6) 東和地域の市民アンケート調査・地域別ワークショップにおける 意見の要旨

【市民アンケート調査自由意見】

区分	件数	自由意見の要旨
商業施設、 建物関係等	21 件	<ul style="list-style-type: none"> ・市の北部ばかりでなく、南部地区にもお店等がもっとあるといいと思う。 ・東和地域は下水道等、整備が遅れている。 ・空き家、経年劣化した建物が多いたのが気になる。
道路・交通	41 件	<ul style="list-style-type: none"> ・三郷市は縦に長く、交通の便がとても悪い。バスの遅延が目立ち加えて本数も減った。都内や他県に近いはずなのに時間がかかる。 ・高齢者や子どもが歩きやすい歩道整備を早急に進めてほしい。
景観・環境、 地域間格差	33 件	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 298 号に街路樹を植えてもらいたい。 ・用水路の蓋かけをしてほしい。 ・三郷も地域によってずいぶん違いがある。南のほうはまだまだ遅れている。
福祉、教育	15 件	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを育てながら働ける環境が必要。 ・高齢者が車の免許を返納後の交通手段や、サポートが不十分。超高齢社会なのだから高齢者に配慮した利便性を検討してほしい。
まちづくり、 活性化等	15 件	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、市街化調整区域が市街化される方向なのか、それとも現状維持なのか地権者としては将来とても不安。 ・東和地区は古くからの住宅地だったため、道路の老朽化や建物の経年劣化が進み、防犯・防災上不安。緑を保全しつつも、見通し、風通しのよい街へ更新してほしい。
市政、感想等	14 件	<ul style="list-style-type: none"> ・今後どのような都市計画になるのか、広報を通じて細かく報告して下さることを期待している。

【地域別ワークショップにおける地域の意見】

土地利用	
住宅地	高齢化等により空き家が多くなり、防災面で不安である。
	住宅地と工業地が点在しており、土地利用にまとまりがない。
	産業廃棄物施設等により住環境が悪化しており、学校等のある文教地区が影響を受けている。
市街化調整区域	市街化調整区域を無くして、良好な住宅地にしてほしい。
道路・交通	
道路	新中川橋や松戸三郷線やその他道路の渋滞が多い。信号が多い。
	道路が狭い。
	大型車の通行により道路が痛んでいる。
	国道 298 号側道は公園化するなど有効活用してほしい。
	道路が汚く、草が生えている。
資材置き場の騒音がうるさい。トラックの往来で砂ぼこりが多い。	
歩行空間	新和高須線等バス通りが狭く、歩道がなくて危ない。
	中央通りの歩道が整備されていない。

歩行空間	全体的に歩道が少なく、カードレールや白線がない所が点在しており、歩道の連続性がないため歩きにくく、歩行者にやさしくない。自転車道もない。
	街路灯が少なく暗いため、人通りがない。夜道が危険である。
公共交通	三郷中央駅や市役所等、公共施設へ行くバスがないため不便。住民が高齢化しており、高齢者が利用しようとしてもバス停も遠い。
	葛飾区への交通アクセスを向上させ地域の活性化を促進してほしい。
社会基盤施設	
河川・水路	大場川の護岸は不備があり、川が汚れている。
	水路はドブのようなところが多く、蓋がない所も多く危ない。
	水辺を愛し、親しむことができる場所がない。
防災・減災	
防災	台風時が心配である。水害時の広域連携が必要である。
	避難場所が不足している。
みどり・景観	
公園	身近な公園や緑が少ない。県営みさと公園が夜暗くて危ない。
生活充実	
生活	近所にスーパーや店が少なくて不便である。
	保育園に入れない。
	戸ヶ崎には人の集える大きな拠点がなく、若い人が楽しめる場も少ない。
	図書館は蔵書が不足しており、閉館時間が早い改善してほしい。
	羽田空港への飛行ルートが変更され飛行機の騒音がうるさくなった。



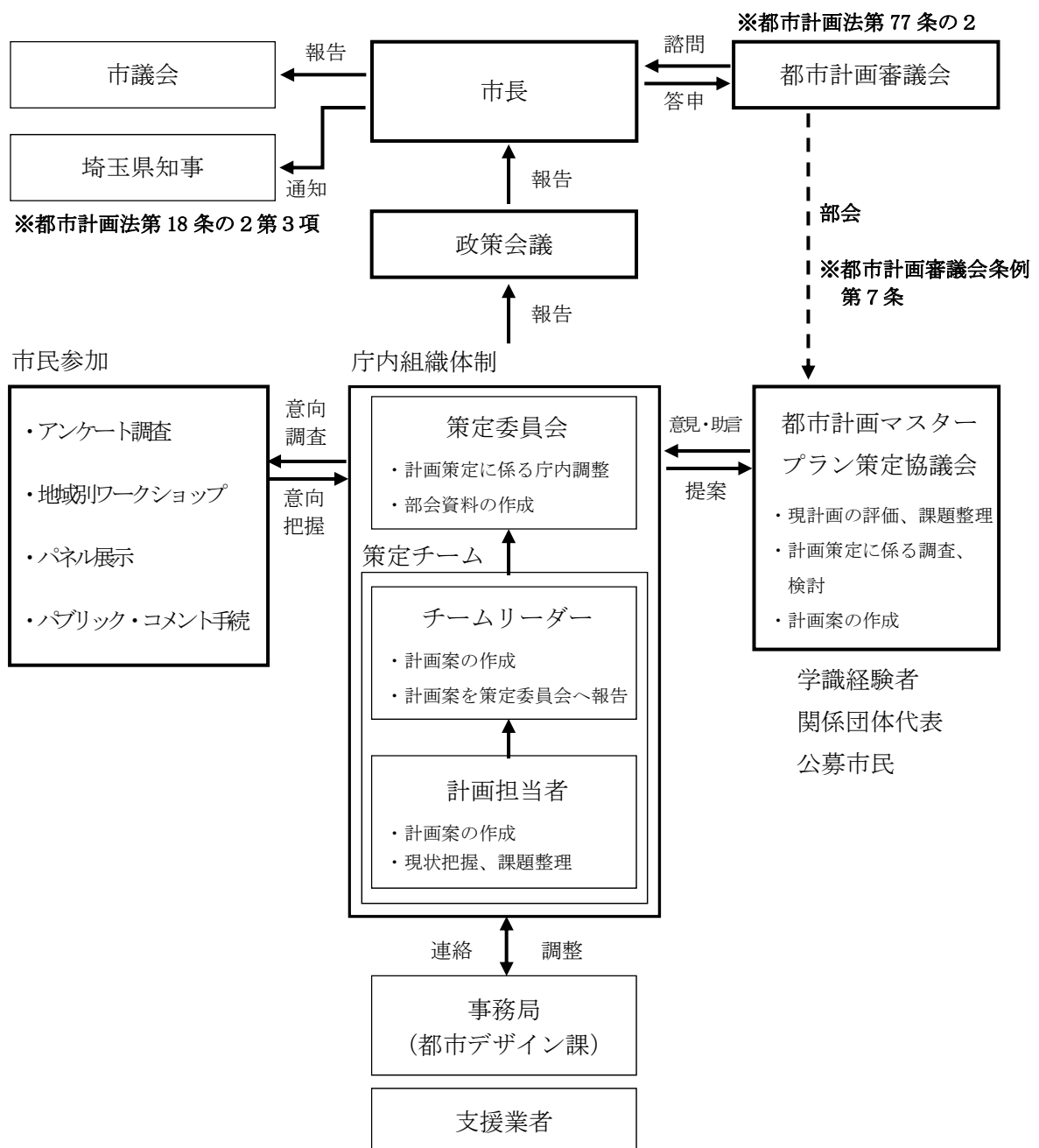
東和地域の地域別ワークショップ

3. 策定の体制

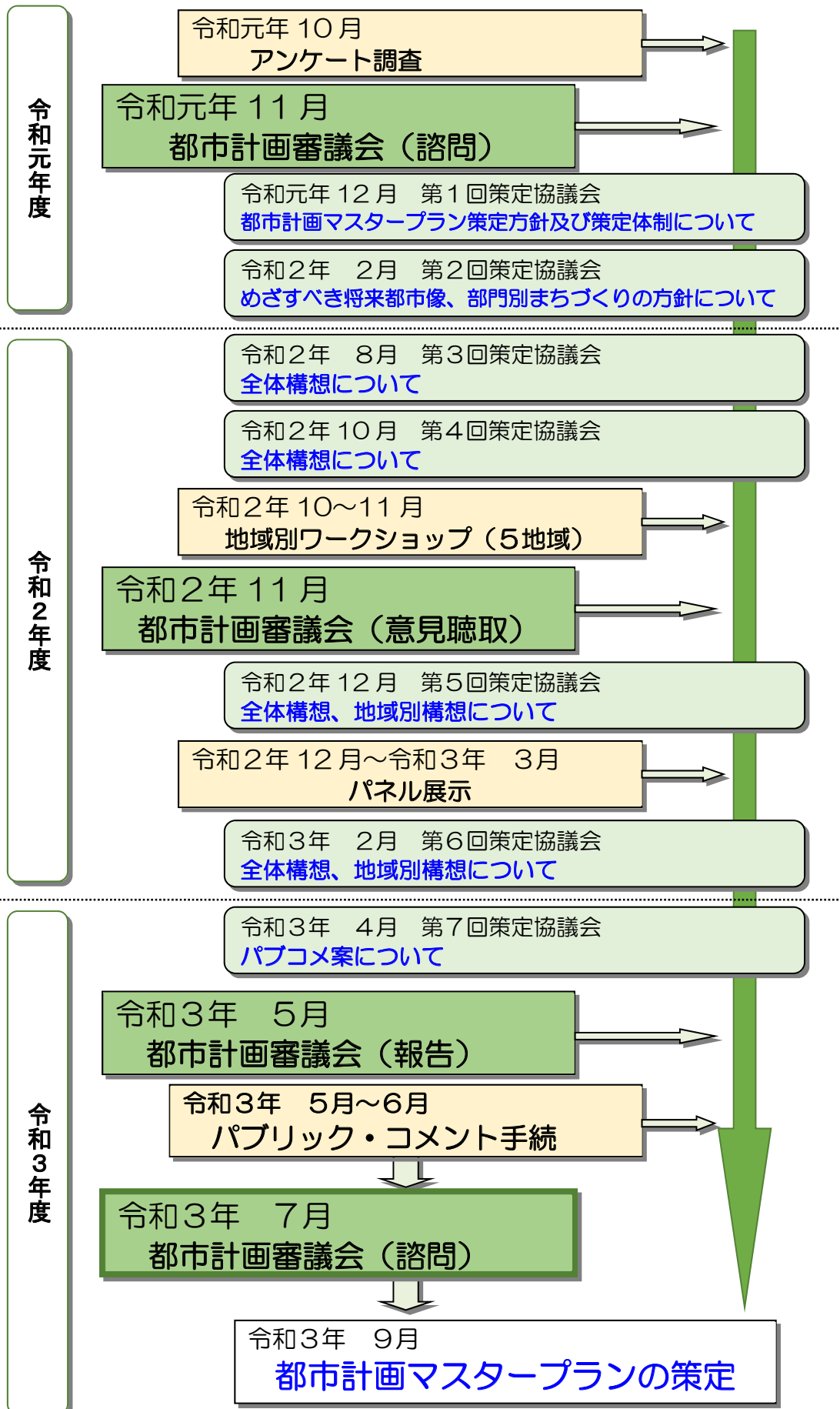
(1) 策定体制

都市計画マスタープランの策定において、広く意見を聞くため、学識経験者、関係団体の代表、公募の市民等により構成する「三郷市都市計画マスタープラン策定協議会」を設置し、同協議会の意見、助言を十分に踏まえ計画を策定しています。

また、庁内組織として「都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、協議・調整を行うとともに、市民の意見を幅広く計画に反映させるため、「アンケート調査」、「地域別ワークショップ」、「パブリック・コメント手続」を実施しています。



(2) 策定実施フロー



(3) 策定の経緯

	月 日	会議等	内容説明
令和元年度	9月27日	第1回策定委員会	・策定方針及び策定体制について ・現状整理、課題について
	11月12日	都市計画審議会（諮問）	・策定協議会の設置について
	11月13日	第2回策定委員会	・策定における作業方針 ・マスタープラン構成案の検討 ・関係各課ヒアリングについて
	12月23日	第1回策定協議会	・策定方針及び策定体制 ・現状と課題 ・庁内組織による各施策の検討状況
	1月31日	第3回策定委員会	・第1回策定協議会の意見について ・市民アンケート調査について ・現計画の評価について ・全体構想骨子素案について
	2月26日	第2回策定協議会	・市民アンケート調査の結果について ・まちづくりの進捗状況について ・めざすべき将来都市像について ・部門別まちづくりの方針について
	3月26日	第4回策定委員会	・第2回策定協議会の意見について
令和2年度	5月11日	第5回策定委員会	・全体構想の見直し案について
	5月26日	第6回策定委員会	・全体構想の見直し案について
	7月30日	第7回策定委員会	・全体構想について ・地域別ワークショップの開催について
	8月27日	第3回策定協議会	・策定スケジュールについて ・全体構想について
	9月24日	第8回策定委員会	・全体構想について
	10月10日 台風により中止	地域別ワークショップ【勉強会形式】	・都市計画や地域まちづくりについて
	10月16日	第4回策定協議会	・全体構想について
	10月29日	地域別ワークショップ（東和地域）	・地域ごとのまちづくりの課題、 将来イメージについて
	11月5日	地域別ワークショップ（北部地域）	・地域ごとのまちづくりの課題、 将来イメージについて
	11月9日	地域別ワークショップ（彦成地域）	・地域ごとのまちづくりの課題、 将来イメージについて
	11月16日	地域別ワークショップ（早稲田地域）	・地域ごとのまちづくりの課題、 将来イメージについて
	11月19日	地域別ワークショップ（中央地域）	・地域ごとのまちづくりの課題、 将来イメージについて
	11月19日	都市計画審議会（意見聴取）	・全体構想案について
	11月26日	第9回策定委員会	・全体構想について ・地域別構想について
	12月16日	第5回策定協議会	・全体構想について ・地域別構想について
	12月21日～ 令和3年3月28日	パネル展示	・全体構想素案について ・地域別ワークショップ結果
	1月26日	第10回策定委員会	・全体構想について ・地域別構想について
	2月24日	第6回策定協議会	・全体構想について ・地域別構想について
	3月23日	第11回策定委員会	・パブコメ案について
	令和3年度	4月15日	第7回策定協議会
5月6日		政策会議	・パブコメの実施について
5月10日		都市計画審議会（報告）	・パブコメ案について
5月25日～ 6月25日		パブリック・コメント手続	・都市計画マスタープラン（案）について
7月19日		都市計画審議会（諮問）	・都市計画マスタープランの策定について

4. 三郷市都市計画審議会

三郷市都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 18 日

条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、三郷市都市計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、三郷市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和 44 年政令第 11 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

3 会長は、会務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その権限に属する特別な事項を処理させるため、必要に応じ、部会を開くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を所掌する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、まちづくり推進部都市デザイン課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(三郷市都市計画審議会条例の廃止)

2 三郷市都市計画審議会条例(昭和44年条例第27号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において旧条例第2条の規定により置かれている三郷市都市計画審議会は、この条例第2条の規定により置かれた三郷市都市計画審議会とみなす。

4 この条例の施行の日の前日において旧条例第3条第2項の規定により三郷市都市計画審議会の委員に委嘱されている者は、この条例第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第3条第2項の規定により委嘱された日から起算する。

附 則(平成19年12月13日条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月16日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

都市計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
政令第3条第1項委員 (市町村議会の議員)	篠田 進	三郷市議会議員
	鈴木 深太郎	三郷市議会議員
	工藤 智加子	三郷市議会議員
	渡邊 雅人	三郷市議会議員
政令第3条第1項委員 (学識経験者)	遠藤 薫 (会長)	東京電機大学 特別専任教授 (離任 R3.3.31)
	村山 顕人 (会長)	東京大学 准教授 (着任 R3.5.10)
	後藤 智香子 (会長職務代理)	東京大学 特任講師
	福岡 孝彰	三郷市商工会
	戸邊 修司	さいかつ農業協同組合 (離任 R2.6.11)
	大久保 貴章	三郷市農業委員会 (離任 R2.7.19)
	中村 誠	三郷市農業委員会 (着任 R2.7.20)
	堀切 茂友	埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉東支部
	吉田 隆	三郷中央地区 まちづくり懇話会
澁谷 浩行	三郷インター南部南土地区画整理組合 さいかつ農業協同組合 (兼務 R2.6.12)	
政令第3条第2項委員 (市町村の住民)	横内 浩一	公募による市民の代表
	富岡 透	公募による市民の代表

諮問、答申

三都デ発第109号
令和3年7月9日

三郷市都市計画審議会会長 様

三郷市長 木津雅晟

三郷市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

三都審発第6号
令和3年7月19日

三郷市長
木津雅晟 様

三郷市都市計画審議会
会長 村山 顕

三郷市都市計画マスタープランの策定について（答申）

令和3年7月9日付け、三都デ発第109号にて諮問のありました三郷市都市計画マスタープランの策定について、本審議会において慎重に審議した結果、この計画は適切であるとの結論に達したので、下記の附帯意見を添え答申といたします。

記

1 賛否の別 賛 成

2 意見の要旨 異議なし

（附帯意見）

1. 本計画に基づく施策の実現にあたり、着実な事業の推進に努められたい。
2. 福祉、子育てに配慮した、すべての人が住み続けたい、まちづくりの推進に努められたい。
3. 地震や豪雨をはじめとする大規模災害への備えなど、防災・減災に向けた取り組みの推進に努められたい。

5. 三郷市都市計画マスタープラン策定協議会

三郷市都市計画審議会部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三郷市都市計画審議会（以下「審議会」という）条例第7条に基づき設置する部会において、処理すべき事項とその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会が所掌する事務は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「マスタープラン」という。）の策定に係るものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) マスタープランの原案の策定に関すること。
- (2) その他審議会が必要と認める事項。

2 この部会は、三郷市都市計画マスタープラン策定協議会と称するものとする。

第3条 部会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 前各3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

第4条 委員の任期は、マスタープランの策定が完了する日までとする。ただし、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び部会長代理)

第5条 部会に部会長及び部会長代理を置く。部会長は、審議会会長が指名するものとし、部会長代理は互選とする。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長代理は、部会長を補佐し、会長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、まちづくり推進部都市デザイン課が処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月12日から施行する。

策定協議会委員名簿

区 分	分 野	氏 名	所 属 団 体 等
政令第3条第1項 委員(学識経験者)	学識経験者	後藤 智香子 (部会長)	東京大学 特任講師
	〃	遠藤 薫 (部会長代理)	東京電機大学 特別専任教授 (離任 R3.3.31)
	産業、商業、工業	福岡 孝彰	三郷市商工会
	農業、金融	戸邊 修司	さいかつ農業協同組合 (離任 R2.6.11)
	農業	大久保 貴章	三郷市農業委員会 (離任 R2.7.19)
	〃	中村 誠	三郷市農業委員会 (着任 R2.7.20)
	住宅	堀切 茂友	埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部
	まちづくり	吉田 隆	三郷中央地区まちづくり懇話会
政令第3条第2項 委員(市町村の住民)	市民	横内 浩一	公募による市民の代表
	〃	富岡 透	公募による市民の代表
政令第3条第4項 委員(専門委員)	災害、防災	安晝 和己	三郷市自主防災組織連絡協議会
	災害、防災、 子育て	葛西 優香	特定非営利法人 全国こども食堂支援センターむすびえ
	子育て	工藤 トモ	特定非営利活動法人 MiKOねっと
	〃	渋谷 かつ枝	三郷市母子愛育会
	福祉	村岡 正道	特定非営利活動法人 三郷早稲田ライフサポートネット
	〃	宮田 久美子	三郷市社会福祉協議会
	まちづくり	永塚 守利	元三郷市職員

6. 三郷市都市計画マスタープラン策定委員会

委員名簿

令和元年度(委員数:18名)

区 分	氏 名
企画総務部長	渡辺 健
財務部長	島村 徹
市民生活部長	森 里美
福祉部長	小暮 勲
子ども未来部長	妹尾 安浩
環境安全部長	秋本 寛司
産業振興部長	小菅 貴治
建設部長	長本 俊也
まちづくり推進部長	松本 義博
会計管理者	豊田 明美
水道部長	藤丸 譲司
消防長	野本 浩
学校教育部長	肥沼 武史
生涯学習部長	益子 敏幸
議会事務局長	増田 道夫
選挙管理委員会 事務局長	石井 富貴和
農業委員会事務局長	羽ヶ崎 司
監査委員事務局長	大石 京子

令和2年度(委員数:18名)

区 分	氏 名
企画総務部長	島村 徹
危機管理監	秋本 寛司
財務部長	平川 俊之
市民経済部長	小菅 貴治
スポーツ健康部長	森 里美
福祉部長	妹尾 安浩
子ども未来部長	大石 京子
建設部長	長本 俊也
まちづくり推進部長	松本 義博
会計管理者	小暮 勲
水道部長	藤丸 譲司
消防長	浅香 一雄
学校教育部長	魚躬 隆夫
生涯学習部長	益子 敏幸
議会事務局長	渡辺 健
選挙管理委員会 事務局長	石井 富貴和
農業委員会事務局長	羽ヶ崎 司
監査委員事務局長	森 泰子

7. 用語の解説

あ

アイドリング・ストップ

信号待ち等、自動車が走行していない状態の時に、燃料の無駄遣いを抑え排気ガスによる大気汚染を減少させるためにエンジンを一時停止すること。

延焼遮断帯

道路・公園・河川・鉄道敷・緑道・空地等を骨格として、必要な場合には、沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより、市街地の延焼を防ぐ帯状の空間。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地・山林等、建物に覆われていない土地の総称。都市計画法上の用語として「公共空地」という言い方がある。

オゾン層

太陽から降り注ぐ紫外線等から、地球を守るバリアの役割をしているオゾンの多い層のこと。成層圏（10～50km）に多く存在している。

温室効果ガス

地球の表面から放出される赤外線（熱）を吸収し、再び放出する性質がある。主な温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。

か

開発許可制度

都市計画で定められるいわゆる線引き（市街化区域と市街化調整区域を区分すること）制度の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度。

回遊性

商業地等で、買い物を楽しむ人達がいろいろな商店をめぐる性質。回遊性を高めるため歩行空間や商店の魅力を高めることで回遊性の向上に繋がる。

家庭用コンポスト容器

家庭から出る可燃ごみの中で堆肥化できる生ごみを、菌や微生物の力を利用して分解・発酵させることにより、コンポスト（有機肥料）をつくる生ごみ処理容器のこと。ごみの減量・減容化につながる。

可動式ホーム柵（ホームドア）

駅のプラットホームにおいて、転落や、列車との接触事故防止のため、線路に面する部分に設置される、可動式の開口部をもった、腰高程度の仕切りのこと。ホームゲート。

既成市街地

昭和43年制定の都市計画法に基づき行われた当初線引き（昭和45年8月：市街化

区域と市街化調整区域を区分)において、市街化区域として編入された区域を「既成市街地」としている。

クリーンエネルギー

二酸化炭素(CO₂)や窒素酸化物(NO_x)等の有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電等がある。

グリーン購入法

国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とした法律。平成13年4月1日施行。

グリーンベルト

歩行者が多く、歩道が整備されていない道路において、歩行者の安全を図るため、路側帯に緑色等のカラー舗装を行うことで、ドライバーが車道と路側帯を視覚的により明瞭に区分できるようにして、車両の速度を抑制させるとともに、交通事故を防止することを目的とした対策。

県営みさと公園二次区域

県営みさと公園の都市計画決定されている区域のうち未開設区域のこと。(面積:約25ha)

建築協定

ある区域の土地所有者等が、自主的にその全員の合意により、区域内における建築物の用途や形態、構造、建築設備等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

コージェネレーションシステム

熱源より電力と熱を生産し供給するシステムの総称であり熱電併給システムともいう。コージェネレーション(熱電併給)は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。回収した廃熱は、蒸気や温水として、冷暖房・給湯等に利用でき、熱と電気を無駄なく利用できれば、燃料が本来持っているエネルギーの約75~80%と、高い総合エネルギー効率を実現可能となる。

後背湿地

自然堤防の背後にできる、水のたまりやすい湿り気のある土地。水分を保ちやすいため、昔から水田として利用されてきた。

高齢化率

人口構成に占める65歳以上の高齢者の割合。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することを目的として、平成18年に施行された法律。

子ども食堂

家でも学校でもない、子どもが安心して行くことができる、第3の子どもの居場所のひとつ。地域住民や自治体が主体となり、無料または低額で子どもたちに食事を提供する場のこと。

さ

サイクル&バスライド

バス停留所付近に駐輪場を設置し自転車からバスへの乗り継ぎ利用を円滑にすること。

埼玉県福祉のまちづくり条例

高齢者、障がい者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進等、福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、安心して生活し、かつ等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現を図るために策定された、埼玉県の条例。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域や、概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を促進する区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、当分の間、市街化を抑制すべき区域のこと。

視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者が足の裏の触感覚でその存在および形状を確認できるような突起を表面につけたものであり、移動の際に正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設のこと。

自主防災組織

町会、自治会及び管理組合等(以下「町会等」という。)を単位として、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、防災に関する知識の普及や地震等に関する災害予防等の活動を行う団体。令和3年7月現在、129団体が設立されている。

自然堤防

河川が洪水の時に運んできた土砂が周囲にたい積し緩やかに高くなった微高地のこと。

自然的土地利用

土地利用のうち、田、畑、樹園地、採草放牧地、水面、原野、森林等。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

国連サミットにおいて加盟193カ国の合意で採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」の中核を成す17のゴール（目標）とその下に設定される169のターゲットで構成される国際目標。

住生活基本計画

「住生活基本法」（平成18年法律第61号）に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画のこと。国民の住生活の安定の確保および向上の促進に関する目標や基本的な施策等を定め、目標を達成するために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されている。

浚渫工事

港湾・河川・運河等の底面を浚^{さら}って土砂等を取り去る土木工事のこと。

省エネルギー

エネルギーを効率的に利用し、消費量をできる限り少なくするよう努めること。

少子高齢化、少子高齢化社会

出生率の低下により子どもの数が減ると同時に、平均寿命の伸びが原因で、人口全体に占める子どもの割合が減り、65歳以上の高齢者の割合が高まった社会のこと。

消防水利

火災時の消防活動に必要な消火栓や防火水槽等のこと。

新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、新たに発見されたコロナウイルスによって引き起こされる感染症で、2019年の終わりごろに発生したのを皮切りに、令和3年9月現在、世界中に感染が拡大している。

スマートインターチェンジ

スマートインターチェンジ（スマートIC）は、高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

ストリート・ファニチャー

街頭を彩る家具という意味で、バス停や電話ボックス等の小建築物やベンチ、街路灯、くずかご等が含まれる。歩道を単に歩くための空間としてだけでなく、楽しく散歩することができるようにするための施設。最近ではデザインに工夫を凝らしたものが多く見受けられるようになった。

すみ切り

交差点において、道路相互の見通しを良くするとともに、車両が曲がりやすくなるよう街区の隅を切り取ること。

生産緑地地区

都市計画法に基づく地域地区の1つ。市街化区域内にある農地等の生産活動により生み出される緑地機能に着目して、災害等の防止や良好な生活環境の確保等に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、公園等の敷地に適している土地を市が指定するもの。公園等の敷地に適している500㎡以上（三郷市は、三郷市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定により300㎡以上）の土地を市町村が指定した地区。農林業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を図ることが目的。

— た —

太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接電力に変換する発電方式のこと。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギーの利用の一形態。

地域地区

都市計画法に基づき都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図る。具体的には、用途地域や特別用途地区、その他の地域地区に大別される。

なお、都市計画区域とは草加市、八潮市、三郷市の3市で草加都市計画区域を構成している。

地域の集団資源回収

学校や町会、子供会等で、新聞や雑誌、びん、布類等の有価物を日時・場所を決めて回収し、資源の再利用を促進する取り組み。

地球温暖化

人の活動の拡大によって、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇すること。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつ等の問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

地区計画制度

地域地区の用途地域で定める建築制限等に対し、それぞれの地域の特性にふさわしい態様を備えた良好な街区の整備や保全を推進するため、用途地域を補完し、きめ細やかなまちづくりを進めるために定める都市計画の制度。

地区施設

都市計画法に基づく地区計画等のなかで定められる道路、公園、調整池等の施設。

地方分権

地域住民のニーズにあった社会を実現するため、必要な権限や財源を国から地方自治体へ移すこと。

ちびっ子広場

町会や自治会の協力により、児童の健全な育成および地域住民の交流を図るために設置した標準面積 500 m²程度の広場のこと。

長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に適合する住宅のこと。建物の劣化対策や耐震性等の性能や景観に配慮した居住環境等について、国土交通省が定めた基準をクリアすることが条件で、計画に基づき建築、維持管理を行う。

超高齢社会、少子・超高齢社会

少子高齢化が進み、人口構成に占める 65 歳以上の高齢者の割合が、21%を超えた社会のこと。

調整池

河川に流出する雨水量を調整する施設で、局所的な豪雨等による雨水を一時的に貯留することにより、河川に対する負荷を安定させることができる施設のこと。

調節池

河川の下流において流下機能を超えるおそれのある大量の水を、上流に整備された調節池に一時的に貯留する施設で、河川を流れる水量を調節し、河川の氾濫による被害を防ぐ施設のこと。

低炭素・低公害型のまちづくり

再生可能エネルギーの導入やエネルギーの利用効率がよい集約型都市構造への転換等により、循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進することで、二酸化炭素等の排出を抑えた低炭素化を実現するまちづくりのこと。

東京湾北部地震

東京都区部から千葉市周辺にかけての東京湾北部を震源とする首都直下地震のこと。人口密集地帯を震源とするために、首都直下地震のなかでは最大の被害をもたらすと考えられている。

特定生産緑地

生産緑地の所有者等の意向を基に、告示から 30 年経過するまでに特定生産緑地として指定される生産緑地のこと。指定されると、税制の優遇や買取りの申出ができる時期が「生産緑地地区の都市計画の告示日から 30 年経過後」から 10 年延期される等の制度が設けられている。

特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。特別の目的から、特定の用途の利便の増進または環境の保護等を図るために定める。地方公共団体が定める条例により、基本となる用途地域の制限強化または緩和を行うことができるほか、建築物の敷地・構造・設備についても必要な制限を条例で定めることができる。

都市型農業

野菜や花卉等の生鮮産品を中心に、大都市近郊の利便性を活かし、消費者のニーズにきめ細かく対応しながら行う生産性の高い農業のこと。

都市計画決定

用途地域や地区計画等の都市計画を一定の法的手続により、計画内容を決定すること。これによって法定都市計画として位置づけられる。一般的に県が定めるものと市が定めるものとに分かれる。

都市計画道路

都市計画法第 11 条に定められた都市施設の 1 つで、都市計画決定された道路のこと。

土地区画整理事業

地区内の土地所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、その土地を道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって、居住環境を向上し、宅地を整形化して利用増進を図る事業のこと。

な

中川・綾瀬川流域における総合治水対策

中川・綾瀬川流域は、埼玉県南部・東京都3区および茨城県の一部を含む面積約1,000k㎡の低平な地域であり、毎年浸水被害が発生している。

また、流域の多くが市街地であることから、河川拡幅等による大幅な河川改修は困難な状況となっている。そのため、従来からの河川整備を実施するとともに、宅地開発に伴う雨水流出抑制施設の設置や埋め立て、盛土等に関する指導、さらに排水機場の計画的整備等を併せて行う総合的な治水対策を進めること。

二郷半領

江戸幕府が文化・文政年間(1804年～1830年)に編さんした、武蔵国の地誌である『新編武蔵風土記』では、吉川市の三輪野江村の定勝寺梵鐘の碑文を引き、二郷半領はかつて吉川と彦成の二郷と、彦成より南の地域を「下半郷」と称しており、二郷(吉川・彦成)と「下半郷」(彦成以南の地域)を合わせて二郷半領となった。

年少人口

0～14歳までの人口。

ノンステップバス

低床バスの一つ。床面を歩道の高さまで低くし、段差なしで乗降できるようにしたバス。

は

パートナーシップ

協力関係、提携。

ーフインターチェンジ

上り線出口・入口、下り線出口・入口の4つの出入口をすべて満たすフルインターチェンジに対して、いずれかの出入口または複数の出入口のないインターチェンジのこと。

排水機場

自然排水が困難な区域内の水を、河川に放流・排水するポンプ施設のこと。

現在、市域には国管理の排水機場が1箇所、県管理2箇所、市管理33箇所の排水機場が整備されている。

ハザードマップ

災害による地域の危険度予測を地図上に示し、市民の災害への備えや避難行動に役立てるために作られた防災地図のこと。

パブリック・コメント手続

公的な機関が規則あるいは命令等の類のものを制定しようとするときに、広く公に(＝パブリック)、意見、情報、改善案等(＝コメント)を求める手続のこと。

パブリックデザイン

公共の場所を構成する人、もの、情報において、相互の最適な関係をデザインすること。

バリアフリー

障がい者や高齢者等が社会生活を営む上で、障壁（バリア）となるものを取り除いていくこと。

フルインターチェンジ

上り線出口・入口、下り線出口・入口の4つの出入口をすべて満たすインターチェンジのこと。

プレイパーク

地域の人々やボランティアの協力・運営のもと「自分の責任で自由に遊ぶ」を基本に、手づくりのアスレチック遊具を整備し、どろんこ遊び等もできる公園。子どもの感性や創造力を育み遊びの輪を広げることを目的としている。

プロムナード

植栽や舗装等で修景整備がされた遊歩道や散策路。

防火地域又は準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐために、都市計画法で定める地域地区の1つのこと。防火地域内の建築物については、①耐火建築物又は準耐火建築物とすること、②耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物は、延焼の恐れのある部分に防火戸等の防火設備を設けること等の制限が課せられる。準防火地域は、防火地域に準ずる地域として、一定規模以上の建築物は耐火又は準耐火建築物とすること、②木造の建築物は、延焼の恐れのある部分を防火構造とすること等の制限が設けられている。

防犯ステーション

地域防犯の活動拠点のことで、徒歩や自転車、青色防犯パトロール車によるパトロールや、防犯に関する相談等を行っている。令和3年5月時点、みさと団地、ピアラシティ交流センター、高州・東町地区、三郷早稲田民間交番、鷹野地区の5箇所に設置されている。

ポケットパーク

歩行者等が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた緑のある小広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケット程の公園という意味。

歩車分離

歩行者の安全を守るため、歩行者の動線と車両の動線を分離すること。

保存樹木・保存樹林・保存生垣

都市の美観風致を維持し、うるおいとやすらぎある生活環境を確保するため、市長が指定した樹木等をいう。本市では、指定に伴い奨励金の交付を実施している。

ま

マイツリー事業

花や樹等のみどりを大切にする意識の高揚（向上）を図ることを目的に、平成 28 年度から実施しており、市が指定する樹木（記念樹）を購入し、市内の公園にメッセージプレート付き記念植樹を行う。

三郷市みどりの基金

緑化推進と緑の保全に要する費用に充てるため設置された基金制度のこと。

道の駅

ドライバーの休憩施設と市町村の地域振興施設が一体的になった、地域の情報発信と交流を図ることを目的にした施設。

みどりの広場

自宅の増新築等で不用になった樹木を引取り、一時的に移植・ストックしておく広場（グリーンバンク）のこと。それらの樹木を公共施設の緑化や希望者に提供し、緑の有効利用を図るシステムをつくっている。

や

ユニバーサル社会

人種、障がいの有無等の違いを理解し、自然に受け入れ互いに認め合う共生社会。

ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障がい等を超えて、すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人が利用できるよう配慮されたデザインのこと。また、そういったデザインをしようという考え方そのものをいう。

用途混在

住宅や工場、商店等、異なる用途の建物が無秩序に混在している状況のこと。

用途地域

都市計画法に基づき、住居地域や商業地域、工業地域等、市街地の大枠としての土地利用のルールが定められるもので、13 種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて建てられる建物の種類が決められる。

ら

ライフライン

電気や上下水道、ガス、電話等、都市活動を支えるために地域に張りめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

立地適正化計画

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するために定める、市町村マスタープランの高度化版の計画のこと。コンパクトなまちづくりと公共交通によるネットワークの連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進める。

緑地協定制度

都市緑地法に基づき、都市計画区域における相当規模の一団の土地で、市街地の良好な環境を確保するために、所有者全員の合意によって締結する緑地の保全または緑化の推進に関する協定のこと。

歴史的な資源

まちの中で歴史を伝える有形（建造物や名所、自然的環境等）、無形（工芸技術や民俗芸能等）すべてのものを指す。

6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。

— わ —

ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくため各種の共同作業を通じて計画づくり等を進めていく方法をいう。

わんぱく運動場

町会や自治会の協力により、児童の健全な育成および地域住民の交流を図るために設置した標準面積 1,000 m²程度の運動場のこと。

— A~Z —

A I（Artificial Intelligence：人工知能）

人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

B C P（Business Continuity Plan：事業継続計画）

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと。

I C T（Information and Communication Technology：情報通信技術）

通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスの総称。

MaaS (Mobility as a Service)

MaaSにはさまざまな定義があるが、都市計画マスタープランでは、三郷市を含む埼玉県東南部5市1町（越谷市・草加市・八潮市・吉川市・松伏町）にさいたま市を加えた7団体で構成する「新たなモビリティサービスによる『まち』づくり協議会」において「出発地から目的地まで、利用者にとって最適な移動経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと」をMaaSの定義としている。

SNS (Social Networking Service)

Web上での社会的ネットワークの構築を可能にするサービスのこと。

三郷市都市計画マスタープラン

令和3年9月 策定



発行 三郷市

編集 まちづくり推進部 都市デザイン課

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

TEL : 048-930-7740 (直通)

MAIL : toshikei@city.misato.lg.jp





三郷市マスコットキャラクター
かいちゃん&つぶちゃん

三郷市都市計画 マスタープラン